

# 犯罪被害給付制度の抜本的強化 に関する有識者検討会

## 取りまとめ

令和6年4月

## 目次

1	はじめに .....	1
2	議論の経過 .....	2
	(1) 犯罪被害者等が置かれた現状について .....	2
	(2) 具体的な議論の経過 .....	2
3	犯罪被害給付制度の見直しに関する提言 .....	4
	(1) 現行の犯罪被害給付制度の性格 .....	4
	(2) 早期に解消すべき課題 .....	4
	(3) 提言 .....	5
	ア 提言の内容 .....	5
	Ⅰ. 遺族給付金の支給最低額の一律引上げ .....	6
	Ⅱ. 遺族自身に生じる影響を踏まえた遺族給付金の支給額の増額 .....	6
	Ⅲ. 休業加算額及び障害給付金の支給最低額の一律引上げ .....	7
	イ 提言に基づく見直しにより期待される効果 .....	8
4	残された課題 .....	10
	(1) 現行の犯罪被害給付制度の算定式の各構成要素を見直すことによる給付額の引上げについて .....	10
	(2) 「立替払」について .....	12
	(3) 損害回復・経済的支援の在り方について .....	14
	(4) 財源について .....	16
	(5) 過去の犯罪被害により現在も困難な状況にある犯罪被害者等に対する支援について .....	18
5	おわりに .....	20
	(参考資料)	
	参考資料 1 犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する有識者検討会 構成員名簿	
	参考資料 2 犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する有識者検討会の開催状況	
	参考資料 3 犯罪被害者等施策の一層の推進について (令和5年6月6日犯罪被害者等施策推進会議決定)	
	参考資料 4 犯罪被害給付制度の見直し骨子	
	参考資料 5 民法・民事訴訟の専門家からのヒアリング結果概要	
	参考資料 6 過去の議論の整理	
	参考資料 7 各公的給付等制度の比較	

## 1 はじめに

犯罪被害者等施策については、これまで、4次にわたり策定された犯罪被害者等基本計画に基づき、様々な施策が進められてきた。他方で、犯罪被害者やその御家族・御遺族からは、「被害原因や居住地域によって、支援内容に差がある」、「今なお、その置かれた状況に応じた必要な支援が受けられていない」など、切実な声があり、こうした声を踏まえ、令和5年6月6日、犯罪被害者等施策推進会議において、「犯罪被害者等施策の一層の推進について」が決定された(参考資料3(p26)参照)。

同決定においては、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号。以下「基本法」という。)の基本理念に基づき、犯罪被害者等が、被害原因や居住地域にかかわらず、その置かれている状況等に応じ、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を適時適切に途切れることなく受けることができるようにするため、

- ①犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する検討
- ②犯罪被害者等支援弁護士制度の創設
- ③国における司令塔機能の強化
- ④地方における途切れない支援の提供体制の強化
- ⑤犯罪被害者等のための制度の拡充等

の5つの取組を実施することとされた。

このうち、①については、「民事訴訟における損害賠償額も見据えて、算定方法を見直すことによる給付水準の大幅な引上げ」に関して検討を行うこととされた。本検討会は、この検討課題について検討するため開催されたものであり、計10回にわたり、各構成員の間で議論を重ねてきた。

本取りまとめは、検討会における議論の結果を取りまとめたものである。

## 2 議論の経過

### (1) 犯罪被害者等が置かれた現状について

犯罪被害は、犯罪被害者等に様々な影響・困難をもたらすものである。例えば、犯罪被害に遭ったことで被害者本人の収入が途絶えるほか、家族が仕事を続けることができなくなったり、様々な出費を強いられたりするなど、犯罪被害は、犯罪被害者自身や犯罪被害者遺族（以下「遺族」という。）に生活上の負担を強いるものである。

もとより、犯罪により生じた損害について、第一義的責任を負うのは加害者であるが、実際には加害者からの損害賠償は十分に受けられていない現状にある。

本検討会では、こうした犯罪被害者等が置かれている現状に対して、特に国からの経済的支援について、現行の犯罪被害給付制度（以下「現行制度」という。）の見直しができないか、現行制度にとらわれることなく新たな経済的支援について考えられないかなどの点についての議論を行った。

### (2) 具体的な議論の経過

本検討会においては、まず、現行制度の性格や、現行制度が参考にしている他の公的な給付、補償等に関する制度（以下「公的給付等制度」という。）の内容を確認した上で、どのような見直しが考えられるか、構成員間で自由に討議を行った。

この議論においては、

- 若い子どもなど犯罪被害者に収入がない場合における遺族給付金の支給額が低いなどの課題があり、現行制度の算定方法の見直しによる引上げを検討する余地があるのではないか
- 他の公的給付等制度の支給水準にとらわれることなく、犯罪被害者等に対する給付独自の算定方法にしてもよいのではないか
- 被害の回復という観点からは、犯罪被害者等に対する経済的支援の水準は民事訴訟における損害賠償額があるべき姿ではないか
- 民事訴訟における損害賠償額を考えたときに、犯罪被害給付制度で対応が可能なのか。制度の趣旨を踏まえた議論が必要であり、新

制度の創設が必要なのではないか

○ 犯罪被害給付制度の改善で対応可能なものと、法改正など制度そのものの見直しを要するものとを分けて議論することが必要ではないか

○ 給付額の見直しを行い、必要な方に十分な給付をすることは喫緊の課題であり、まずはこれに取り組むべきではないか

など、「民事訴訟における損害賠償額も見据えて、算定方法を見直すことによる給付水準の大幅な引上げ」の在り方や議論の進め方について、様々な意見があった。

その中でも、給付額の引上げにより犯罪被害者等に対する支援をより充実させるべきことは本検討会における共通認識であったことから、まずは、現行制度の見直しにより給付額の早期の引上げを図ることができるか議論した上で、必ずしも現行制度にとらわれることなく、制度の性格を含めた経済的支援の在り方についての議論を行った。

前者の議論については、具体的な見直しの方向性について取りまとめに至った（「3 犯罪被害給付制度の見直しに関する提言」（p 4～9）参照）一方で、後者の議論については、犯罪被害者等に対する支援をより充実したものとすることができないか議論を重ねたところであるが、社会保障等の様々な制度や国家財政にも関わる事柄でもあり、本検討会としては結論が得られず、課題として残された（「4 残された課題」（p 10～19）参照）。

また、民事訴訟における損害賠償の考え方を確認した上で議論を行うため、第5回の検討会において、民法・民事訴訟の専門家として、山田俊雄東京都立大学法科大学院教授（当時）からのヒアリングを実施した（ヒアリング結果の概要については、参考資料5（p 28）参照）。

### 3 犯罪被害給付制度の見直しに関する提言

#### (1) 現行の犯罪被害給付制度の性格<sup>1</sup>

現行制度においては、「犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族又は重傷病を負い若しくは障害が残った者の犯罪被害等を早期に軽減するとともに、これらの者が再び平穏な生活を営むことができるよう支援するため」（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和 55 年法律第 36 号。以下「支援法」という。）第 1 条）に犯罪被害者等給付金を支給することとされている。

もとより、犯罪により生じた損害について、第一義的責任を負うのは加害者であることから、犯罪被害者等給付金はこの支援法の目的の下、いわゆる社会連帯共助の精神により、一般財源を引き当てにして支給がなされている。

犯罪被害者等給付金の算定方法や給付水準については、このような制度の性質を踏まえて、他の公的給付等制度との調和・均衡が図られた形で存立しており、犯罪被害者等に対する支援を充実させるために累次の拡充を経て、現在に至るまで制度が運用されてきているものである。

#### (2) 早期に解消すべき課題

現行制度においては、遺族給付金の支給額は遺族給付基礎額に倍数を乗じることで算出されている。

遺族給付基礎額の算定に当たっては、犯罪被害者本人の収入を基礎としつつ、収入がない場合にも一定の給付額が確保されるよう最低額が設けられている。遺族給付基礎額の最低額は、犯罪被害者が生計を維持していた遺族がなく、かつ、犯罪被害者が 20 歳未満である場合の 3,200 円となっている。

したがって、犯罪被害によって幼い子どもを亡くした両親に対して遺族給付金が支給されるような事例における給付額が制度上最も低くなっており、具体的な給付額は 320 万円となっている。

---

<sup>1</sup> 本項目は、現行制度が現在どのような考え方を採っているのかを記したものである。

このような現行制度の現状に対しては、

**課題①** 収入がある犯罪被害者と比べて、幼い子ども等の犯罪被害者に収入がない場合の遺族に対する給付額が十分ではない

**課題②** 犯罪被害によって亡くなった方自身の収入が途絶えること以外にも、残された遺族が精神的ショック等から十分に就労できなくなることや、様々な犯罪被害に関連した支出により、経済的に大きな打撃を受けるといったことがあり、遺族に対する支援をより充実したものとするためには、犯罪被害者の収入のみを基礎とする給付額の算定を見直す必要がある

と考えられる。

実際に、警察庁が犯罪被害者支援に当たっている複数の警察部内のカウンセラーに対して遺族が置かれた状況についての聞き取り調査をしたところ、家族が犯罪被害により死亡したことによる精神的ショックから、3年以上の長期にわたり遺族自身が就労できなくなった事例など、犯罪被害により遺族が就労不能に陥っているという実態が明らかになっており<sup>2</sup>、就労不能となっている期間は、約半数の事例で1年半以上の長期にわたっている<sup>3</sup>。

このような課題に対しては、前記(1)の現行制度の性格を変えることなく、速やかに見直しを図ることが必要であり、可能な限り迅速に犯罪被害者等に対する給付が充実したものとなるよう、必要な措置を講じることが求められる。

### (3) 提言

#### ア 提言の内容

前記(2)の2つの課題に対しては、前記(1)の現行制度の性格を前提として、第7回の検討会において取りまとめられた「犯罪被害給付制度の見直し骨子」(参考資料4 (p27) 参照) 及び次のⅠからⅢ

---

<sup>2</sup> この点、構成員から、家族で事業を営んでいるような場合に、夫が犯罪被害に遭ったことで事業が継続できなくなり、結果として妻などの家族も仕事を失ってしまうなど、犯罪被害の実態として、就労不能に陥る原因は精神的ショックに限られない旨の紹介があった。

<sup>3</sup> 第4回「犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する有識者検討会」資料3参照。

までの3つの方向性により、速やかな制度の見直しが図られるべきである<sup>4</sup>。

## I. 遺族給付金の支給最低額の一律引上げ

これまで、犯罪被害者等給付金の支給額については累次の引上げが図られてきており、特に、犯罪被害者に生計を維持する家族がいる場合の支援の充実が図られてきた。

一方で、課題①のとおり、犯罪被害者に収入がない場合における遺族に対する給付額が低い水準にとどまっている現状にあることから、課題①を解消するための方策として、生計維持関係遺族がない場合であっても、少なくとも、他の公的給付等制度において遺族に当たる方が受給できる最低額を下回る部分については、これと同程度の水準にまで、遺族給付金の支給最低額を引き上げるべきである。

なお、この支給最低額の引上げによって、引上げ後の支給最低額が現在一定の年齢層ごとに定められている支給最高額をも上回る場合となる場合には、当然、当該最高額についても引上げ後の支給最低額と同じ金額にまで引き上げることとするべきである。

## II. 遺族自身に生じる影響を踏まえた遺族給付金の支給額の増額

現行制度における遺族給付金は、犯罪被害者本人の収入を基礎に算定されている。労働者災害補償保険制度等の他の公的給付等制度も類似の算定式を採っており、また、残された遺族に対する経済的支援という観点からは、犯罪被害者が亡くなったことによって当該犯罪被害者が得ていた収入が得られなくなってしまうことを踏まえると、このような算定の考え方自体には合理性が認められる。

一方で、課題②のとおり、遺族には、犯罪被害者が亡くなったことによる収入の途絶以外にも、犯罪被害に起因する様々な生活上の

---

<sup>4</sup> 本提言に基づく見直しを過去に犯罪被害を受けた方に対して遡及することができるかなど、過去の犯罪被害により現在も困難な状況にある犯罪被害者等に対する支援についても議論があった。「4 残された課題」中「(5) 過去の犯罪被害により現在も困難な状況にある犯罪被害者等に対する支援について」(p18) 参照

経済的負担が生じていることから、このことを踏まえた遺族給付金の支給額の増額が図られるべきである。

ただし、犯罪被害により遺族が仕事を続けられなくなるといった場合だけではなく、残された家族を養うために無理をおして働き続ける場合もあるなど、犯罪被害によって遺族が置かれる状況は様々である中で、休業した方に追加的な給付をするような制度とすると、無理をおしてまで仕事を継続したような方に給付することができなくなってしまい適当ではない。また、速やかに給付することが可能な制度とする必要があるほか、給付額の多寡で精神的ショックの程度が評価されるかのような制度はふさわしくない。

したがって、他の制度との均衡にも配慮しつつ、画一的な基準によって対象・金額を定め、遺族給付金の支給額の増額を図るべきである。具体的には、遺族給付基礎額に一定額を加算するなど、犯罪被害者の収入の多寡や生計維持の有無にかかわらず、配偶者、子又は父母が遺族給付金を受給する場合には遺族給付金の支給額を増額することとするべきである。

### Ⅲ. 休業加算額及び障害給付金の支給最低額の一律引上げ

前記Ⅰのとおり、遺族給付金の支給最低額を他の公的給付等制度の給付水準を参考に引き上げることに伴い、遺族給付金と同様に犯罪被害者の収入を基礎としつつ最低額を設けている重傷病給付金における休業加算額及び障害給付金についても、他の公的給付等制度より低い給付水準となっている部分については、引上げを図るべきである。

このほか、「犯罪被害者等施策の一層の推進について」においては、仮給付制度の運用改善についても取り組むこととされており、警察庁から各都道府県警察に対して仮給付の更なる推進に係る通達が発出されたことから、犯罪被害者等の迅速な救済が図られるよう本通達による取組が推進される必要がある。

## イ 提言に基づく見直しにより期待される効果

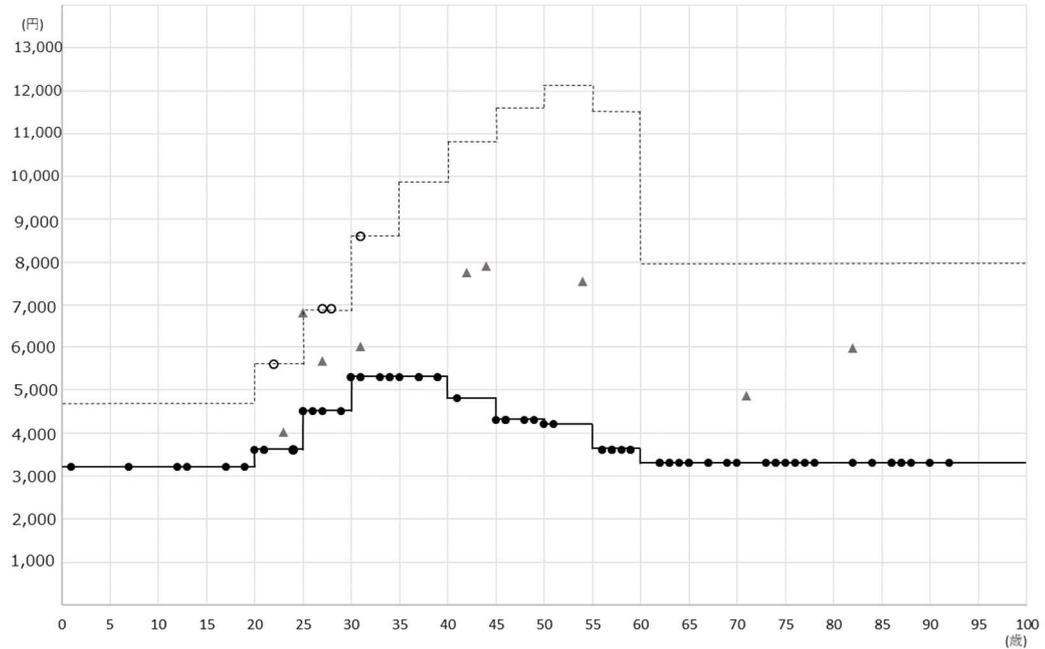
次頁の【図1】は、令和4年度に裁定された遺族給付金について、生計維持関係遺族のない場合における遺族給付基礎額の状況を示したものの、【図2】は、生計維持関係遺族のある場合における遺族給付基礎額の状況を示したものである。

【図1】のとおり、生計維持関係遺族のない場合について、遺族給付基礎額が制度上の最低額として算定されている事例が多いことを踏まえれば、Ⅰの見直しにより支給最低額が引き上げられることで、実給付額の増加に直接的に寄与することが期待される。

また、Ⅱの見直しは、生計維持関係遺族の有無にかかわらず（すなわち、【図1】の場合も【図2】の場合いずれについても）配偶者、子又は父母が受給する場合には給付額が増額されるものである。

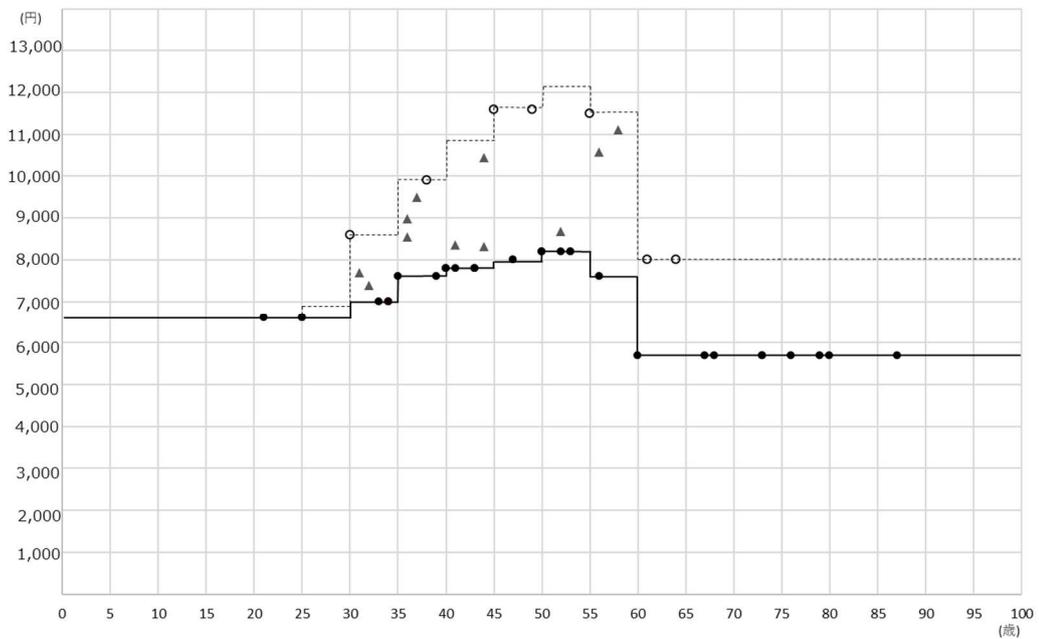
したがって、本提言に基づく現行制度の見直しにより、実給付額ベースでの給付水準の引上げにつながり、困難な状況に置かれた犯罪被害者等に対する支援がより一層充実したものとなることが期待される。

【図 1】 生計維持関係遺族のない場合の遺族給付基礎額の状況（令和 4 年度）



(注) 実線は遺族給付基礎額の制度上の最低額を示し、点線は最高額を示す。図中の●は遺族給付基礎額の制度上の最低額での算定事例、○は最高額での算定事例、▲は最低額から最高額までの間での算定事例である。

【図 2】 生計維持関係遺族のある場合の遺族給付基礎額の状況（令和 4 年度）



(注) 実線は遺族給付基礎額の制度上の最低額を示し、点線は最高額を示す。図中の●は遺族給付基礎額の制度上の最低額での算定事例、○は最高額での算定事例、▲は最低額から最高額までの間での算定事例である。

## 4 残された課題

犯罪被害者や遺族には犯罪被害を原因とする様々な経済上の負担があることや、加害者から損害賠償を十分に受けることができていない現状について、どのような損害回復・経済的支援等の取組ができるのか、あらゆる選択肢を排除することなく検討することが必要であり、また、国の各行政機関や地方公共団体の施策全体を通じて、犯罪被害者等の損害回復・経済的支援等への取組を行うべきことは、本検討会における一致した認識である。

これに対しては、前記3の提言に沿った現行制度の見直しにより、一定の改善が期待される場所ではあるが、そのほかにも、現行制度の算定式を前提としつつも個別の項目について見直しが考えられるのではないか、犯罪被害者等が民事訴訟で取得した債務名義に基づいて、加害者の犯罪被害者等に対する損害賠償債務を国が犯罪被害者等に立て替えて支払った上で、国が加害者に対して求償するいわゆる「立替払制度」などの新たな制度が考えられないのかなどの議論があったところである。

それぞれについて、課題や更に議論を尽くすべき事柄についての意見もあったほか、犯罪被害者等の損害回復・経済的支援等の取組を考えるに当たって必要となる様々な視点も示されたことから、以下においてこれらの議論を整理する。

### (1) 現行の犯罪被害給付制度の算定式の各構成要素を見直すことによる給付額の引上げについて

#### ア 係数、倍数、給付基礎額等の見直しによる給付額の引上げ

遺族給付金及び障害給付金の算定方法については、現在の算定式を前提としつつも、

- 異なる制度であれば、算定の考え方は異なってしかるべきであり、他の公的給付等制度の考え方にとられるのは不合理ではないか。犯罪被害給付制度の成立以降、これまでに判明した犯罪被害の実態に応じた固有の計算方式があつてしかるべきではないか。現行制度の考え方から見直す余地があるのではないか

- 各給付基礎額の算出に用いる収入日額に乗じる 0.7 や 0.8 といった係数は、犯罪被害者支援の観点からは合理性を欠くのではないか
- 現在の倍数についても、犯罪被害によって長期にわたって経済的困難に直面することがあることを踏まえて見直すなど、犯罪被害者支援の観点から引き上げることができないか
- 倍数については、公害健康被害補償制度や労働者災害補償保険制度を参照して設定されているが、異なる複数の制度を参照することは合理性を欠くのではないか
- 給付基礎額の最低額・最高額について、更なる見直しができるか。特に生計維持関係遺族のない場合は、年齢層で分ける合理性が乏しいのではないか
- 給付基礎額の算定に当たって、賞与を含めることができないか。直近の収入以外を算定することができないか

など、更なる見直しを検討する余地があるのではないかとの意見があった。

一方で、

- 財源と給付水準の観点から、保険料等による財源の裏付けがある他の公的給付等制度の支給水準を、一般財源に基づく給付制度という現行の仕組みを変更することなくして超えることができるのか。他の公的給付等制度との違いを合理的に説明ができるのか
- 犯罪被害者等に対する支援が必要であることは言うまでもないが、他の原因により被害を受けた方以上の給付になることによって、公的救済を必要とする方々の間の対立を生むことにならないように配慮が必要ではないか

などの意見もあった。

## イ その他

給付額の引上げに直接関わらない意見として、生計維持関係遺族

の要件<sup>5</sup>について、現行制度は労働者災害補償保険制度等の他の公的給付等制度における年金支給対象を参照したものであるところ、夫と妻の間の男女差について見直すことはできないのか、子が生計維持関係遺族と認定される年齢について、例えば 20 歳にするなど引上げはできないのかなど、見直しを検討してはどうかとする意見があった。一方で、夫と妻の間の男女差については、年金制度においても議論があるところであるが、公的給付等制度間のバランスを考えると、年金制度以上に手厚い制度とできるのか、などの意見もあった。

また、犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しないこととする場合について、平成 29 年に開催された「犯罪被害給付制度に関する有識者検討会」において個別の事例検討を経た上で提言がなされ、一定の見直しが図られているところ、民事訴訟における損害賠償の考え方を参照するなど見直しを検討するべきではないかとの意見や、親族関係が破綻関係にあるときは支給することができるなど制度上の手当はある中で、支援の現場において親族間犯罪は一律に不支給となるかのような制度教示がなされないような配慮をしてほしいとの意見があった。

## (2) 「立替払」について

損害回復・経済的支援の在り方に関して、

- 犯罪被害者等に生じている被害の回復をすることを目的として考えるべきであり、その回復すべき被害として、民事上の損害を基本に考えるべきではないか
- 犯罪被害者等が長期間にわたり、苦勞して債務名義を得たとしても、実際に加害者から賠償を受けることができていないことから、

---

<sup>5</sup> 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令（昭和 55 年政令第 287 号）第 6 条第 2 項により、①妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）、②六十歳以上の夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）、父母又は祖父母、③十八歳未満の子又は孫、④十八歳未満又は六十歳以上の兄弟姉妹、⑤前三号に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で、国家公安委員会規則で定める障害の状態にあるもの、とされている。

「立替払」を考える必要がある。なお、債務名義を得られない場合には、別の制度を設けて手当てする必要がある

- 国が直接損害賠償責任を負うわけではないが、基本法の基本理念を踏まえれば、犯罪被害については特別に、加害者の一義的な責任を前提として国が「立替払」という責務があると観念することができるのではないか
- 「立替払」をすべきであるとする背景にある国の責任としては、犯罪から国民を守るべき治安責任があるということと、加害者を刑務所に収容することで、民事上の責任を果たさせる機会を国が奪っているということがあるのではないか。また、加害者に責任があるからこそ、国が「立替払」をした上で、国が犯罪被害者等に代わって加害者の民事上の責任を追及すべきではないか。犯罪被害者等が有する損害賠償債権については、他の債権とは区別して検討する理由があるのではないか

など、「立替払」を検討すべきであるとの意見やその前提となる国の責任や債務名義を得ても加害者から賠償を受けられていない現状に関する意見があった。

一方で、

- 少なくとも、「立替払」をしなければ許されないという意味での「責任」が国にあるというわけではないとは言えるのではないか。その上で、「立替払」を制度として考えるときに、その背景にある考え方・根拠を、基本法をもとにした観念的な意味での「責任」があるというだけでは説明できていないのではないか。「立替払」という制度設計であったとしても、賠償責任がない国がなぜ民事上の賠償額そのものを支払うこととなるのかの説明が必要ではないか
- 様々な被害原因がある中でなぜ犯罪被害についてのみ損害額を国が「立て替える」こととなるのか、履行を得られない債権の中でなぜ特定の犯罪被害に係る損害賠償債権のみを国が「立て替える」こととなるのか、といった点について、どのように整理するのか、基本法の理念だけでは説明しきれないのではないか
- 財源の観点からは、一般に、税を財源とする場合、給付に対価性・

牽連性はないこととなり、また、限りある財源の中で給付要件や給付水準を考えることとなり、さらに、公平性の観点も重要となるが、国が税により損害額を「立て替える」という制度をどう考えればよいのか

など、「立替払」という制度が具体的にどのような性質を持つものなのか、どのような理論的背景・根拠の下で成り立つものなのかといった点について意見もあった。

また、

○ 「責任」という言葉は多義的であり、どのような意味で用いられているのか、注意が必要なものである

との意見もあった。

この議論に関連して、

○ 「立替払」であれ、犯罪被害給付制度であれ、いかなる経済的支援制度をとったとしても、加害者の責任が減じられるわけではなく、また、加害者にそのように感じさせてはならない

○ 加害者がその損害賠償責任を果たしていないにもかかわらず、刑期を満了したことで、「罪を償った」と思わせることがあってよいのか。加害者の更生は、犯罪被害者等に対する賠償も行われてこそ果たされるものであり、作業報奨金をより積極的に賠償に充てさせるべきではないか

など、加害者の民事責任を全うさせることの重要性や矯正の在り方に関わる意見があった。

### (3) 損害回復・経済的支援の在り方について

前記(1)と(2)の双方に関連するものとして、本検討会においては「民事訴訟における損害賠償額も見据えた給付水準の大幅な引上げ」を検討課題としている中で、犯罪被害者等に対する経済的支援のあるべき姿についても様々な議論があった。

具体的には、

○ 犯罪被害者等に生じている被害の回復をすることを目的として考えるべきであり、財政事情や国民の理解といった観点から、上限額を設けることはあり得るが、その回復すべき被害として、民事上

の損害が基本に考えられるべきではないか

- 損害を填補することは、負の状態をゼロの状態にしているに過ぎないため、他の公的給付等と比べて「手厚い」「手厚くない」という議論ではないのではないか

など、特に民事上の損害を基本に考えることが損害回復・経済的支援のあるべき姿ではないかとする意見があった。

一方で、

- 慰謝料も民事上の損害賠償の一部ではあるものの、加害行為の悪質性も含めて様々な事情を考慮して定まるものである。「損害」と言っても、民事上の損害には、経済的な損失として具体的に算出できるものから、様々な事情が総合考慮されて決まる慰謝料まであり、犯罪被害者等に対する行政からの経済的支援を考えるに当たって、民事上の損害をそのまま参照することが適切なのか
- 犯罪被害者等に対する支援を充実させていくということを、国からの金銭給付による経済的支援制度の有り様という観点から考えると、被害原因にかかわらず利用できる社会保障制度がベースとしてある中で、被害原因によって各種の給付制度が設けられており、その全体の中での犯罪被害者等に対する経済的支援の在り方や内容を考えることが必要であり、制度の合理性に対する説明と結びつく形で具体的に犯罪被害特有の事情を説明することができるかという視点が欠かせない。また、給付（補償）内容と財源は無関係ではなく、財源の違いから来る給付（補償）の違いにも配慮しなければならない
- 支援を必要とする方に必要な支援をすることは当然のことではあり、犯罪被害が与える影響や犯罪被害給付制度の目的や性格に照らして考える必要はあるが、社会保障分野で議論があるように、金銭給付による支援を制度として考える場合には、自立の意欲をかえってそぐような制度設計になってはいないか、制度の濫用を生じるおそれはないかといった点にも配慮が必要ではないか

など、経済的支援を考える際に民事上の損害を参照することの妥当性や、財政的支出を伴う制度としての位置付け等に関する意見もあった。

また、

- 犯罪被害者等が受けた被害の回復に向けた支援施策については、国、地方公共団体等の様々な主体による施策全体を通して考えていく必要があるとの意見もあった。

#### (4) 財源について

犯罪被害者等に対する経済的支援に関する財源については、平成18年から19年まで開催された「経済的支援に関する検討会」などにおいても、

- 既存の罰金の活用
- 有罪判決を受けた者に対する課徴金等の賦課
- 保険料等の徴収

などのアイデアが示されてきたが、いずれについても課題があるとされたところである（過去の議論については、参考資料6（p29～50）参照）。

本検討会においては、総論的な議論として、

- 財源が確保できなければ制度が絵に描いた餅に終わってしまうため、財源面も含めて制度設計を考えることが必要不可欠である。財源について議論しておくことが、結果的に犯罪被害者等に対する支援を充実させることにもつながるとの意見があった。

また、財源の在り方に関しては、

- 新たな財源について様々な課題があることなどを考えると、一般財源で考えていくのがよいのではないかなどの意見があった一方で、
- 公的給付等による救済を必要とする方々が様々いることを考えると、一般財源を引き当てる形で犯罪被害者等に対する経済的支援の水準を上げていくということは、国民負担の水準と公的給付等の水準をともに上げていくといった、国の在り方そのものを変えるような議論に他ならないものだという認識が必要ではないかなどの意見があった。

さらに、財源として考え得る個別のアイデアに関しては、

- 既存の罰金を活用することについては、罰金の対象者と経済的支援制度の対象との間にずれがあるほか、一般財源に組み入れられており、他の施策とパイを食い合うという状況となるため、現実的な議論ではないのではないか
  - 有罪判決を受けた者に対して課徴金等を賦課することについては、結局、加害者に資力がないということに端を発しているとする、方法論として意味あるものにできるのか。むしろ、資力がある加害者には損害賠償責任を果たさせるべく、執行を強化することの方が大事ではないか
  - 外国では罰金、課徴金等を財源としている国もあるが、犯罪被害者等に対する補償・給付のためだけの財源となっているわけではなく、広く犯罪被害者支援全般に使われているものであり、このことを踏まえた議論も必要ではないか
  - 犯罪被害者保険制度を作ることについては、理論的には考えられるものの、国民の理解が得られるのか。広く保険料を徴収するものであることから、保険給付の対象が現行の犯罪被害給付制度の対象と同様でよいのか、財産犯はどう考えるのか、といった論点もあるのではないか
  - 外国には刑務作業の収益・報酬の一部を充当し犯罪被害者補償のための基金を作った例もある
  - 犯罪被害者支援に用いる財源の調達のために、現在地方財政資金の調達に資するために用いられている宝くじを、犯罪被害者週間にあわせて発売するなどはできないのか
- などの意見があった。
- このほか、
- 既存の各公的給付等制度の在り方と比較した議論や、財政の専門家等の知見も必要であり、本検討会では、財源の在り方について十分に議論することはできないのではないか
- との意見もあった。

(5) 過去の犯罪被害により現在も困難な状況にある犯罪被害者等に対する支援について

過去の犯罪被害により現在も困難な状況にある犯罪被害者等に対しては、

- 一定年限を限ったとしても、提言に基づく見直しを遡及適用できないのか
- オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律など、過去の犯罪被害に対する給付を行った例が参考にならないか

など、提言に基づく見直しを遡及適用すべきだとの意見があった。

一方で、

- 現行制度は特定された個別の犯罪被害を対象としたものではないことから、遡及適用することは難しいのではないか
- 遡及適用する場合、いつの時点まで遡るかということについて、公平性の確保が難しいことや、法制度や行政事務が不安定となるなどといった懸念がある

など、現行制度下での見直しを遡及適用するべきではないとの意見があった。

本提言に基づく見直しを遡及適用することが難しいとしても、過去の犯罪被害により現在も困難な状況にある犯罪被害者等に対する支援をどのように考えるかということについても議論があり、

- 例えば、犯罪被害に起因するうつ病等の精神疾患や精神的不調によって、犯罪被害から時間がたっても就労ができず、経済的な困難が続いているような事例がある。一般の社会保障制度以外の救済についても議論が必要である

との意見があり、これに対しては、

- 金銭給付だけではなく、どのような寄り添い支援ができるのかを考えることも必要ではないか
- 一つの支援制度だけではなく、様々な支援によって全体としてカバーすべきではないか

などの意見があった。

本検討会では、必ずしも現行制度にとらわれることなく、制度の性格を含めた経済的支援の在り方について議論を重ねたが、加害者に一義的な責任がある中で国の責務・役割をどう考えるか、財源をはじめ、公的な給付制度・社会保障制度等の中で、給付水準や国民負担との関係をどう考えるかなど、国家財政や社会保障等の様々な制度にも関わるものであり、一致した結論を得るに至らず、課題として残されたものである。

## 5 おわりに

犯罪被害者等は、犯罪被害に起因する様々な影響を受け、経済的にも様々な困難に直面しており、また、加害者からの損害賠償を十分に受けることができない現状にある。この犯罪被害者等が置かれた現状に対しては、その状況に思いを致しながら真摯に向き合い、基本法の基本理念にのっとり、あらゆる選択肢を排除することなく採り得る方策について検討がなされる必要がある。

### (1) 提言について

まずは犯罪被害給付制度について速やかに見直しを図り、早期に犯罪被害者等に対する経済的支援を充実させることが求められる。具体的には、遺族給付金の支給最低額の一律引上げ、遺族自身に生じる影響を踏まえた遺族給付金の支給額の増額並びに休業加算額及び障害給付金の支給最低額の一律引上げについて速やかに実現されるべきである。遺族給付基礎額が制度上の最低額として算定されている事例が多いことを踏まえると、この見直しにより、実給付額の底上げにつながり、また、給付水準全体の引上げも図られることで、犯罪被害給付制度が犯罪被害者等の被害の軽減により一層資するものとなることが期待される。

### (2) 残された課題について

本提言に基づく犯罪被害給付制度の見直しにより、犯罪被害者等の被害の軽減により一層資することとなるところではあるが、犯罪被害者等が置かれた状況を踏まえて、その生活に対する支援を更に充実させるという観点から、更なる犯罪被害給付制度の見直しを考えることができないかについて議論があった。これに対しては、財源の違いによる給付水準の違いを含め、公的給付等制度全体のバランスをどう考えるか、公的給付等を必要とする方の中での対立を生まないかといった課題や視点も示された。

加えて、犯罪被害者等が加害者から損害賠償を十分に受けることができていない現実に向き合わなければならないことも、本検討会とし

て一致した認識である。基本法の前文にもうたわれているとおり、犯罪により生じた損害を賠償することについて、もとより加害者に一義的な責任があることは前提であり、今後の議論においても出発点となるものである。国が加害者に代わって損害を立て替えて支払い、国が加害者に対して求償する制度が考えられないかとの意見も、同様に加害者に一義的な責任があることを前提としているものではあるが、一方で、その根拠となる制度趣旨をどう考えればよいのか、国はいかなる性質の責任を負っており、加害者の責任との関係はどうなるのかなどの課題も指摘されており、加害者に一義的な責任があるからこそ、国が損害を立て替えることを法的に根拠付ける困難さについての意見もあった。

本検討会での議論全体を通じて、刑事施設で刑に服している間の損害賠償責任の履行をどのように考えるのか、矯正の在り方は今のままでよいのかなど、加害者本人の責任の履行に関する意見もあった。

そもそもの経済的支援のあるべき姿についても、民事上の損害を基本に考えるべきであるとの意見があった一方で、算定の方法や考慮要素などを考えると、必ずしも経済的支援の内容を考える際に民事上の損害を参照すべきとは言えないのではないかとの意見もあった。

また、犯罪被害者等に対する経済的支援を考える場合には、財政的支出を伴う制度である以上、その財源について議論することも必要となるとの指摘とともに、現在は税負担に基づく一般財源によっているところ、これを継続するという考え方のほか、有罪判決を受けた者から賦課金を徴収することや保険料を広く徴収することなど、新たな財源についてのアイデアも示された。

このほか、社会保障制度等の被害原因にかかわらず利用可能な制度との関係をどう考えるか、国、地方公共団体等による各種支援が全体として効果的なものとなっているかなど、犯罪被害者等に対する支援全体の捉え方、検討の視点についても示されたところである。こうした点については、「地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会」で議論されているところであるが、犯罪被害に特化していないものも含めて、国、地方公共団体等が行っている犯罪被害者等が利用できる支援施策が十分に活用されているのかどうか、

そのための体制が支援の現場である地方公共団体等に整っているかという視点も重要である。

これらの議論を踏まえると、加害者の損害賠償責任をいかにして履行させるかということを含め、犯罪被害者等の損害を回復し、犯罪被害者等を経済的に支援するための取組（以下「損害回復・経済的支援等への取組」という。）の在り方については、本検討会における議論で示されたような様々な観点から検討する必要がある。

この点、そもそも損害回復・経済的支援等への取組については、第4次犯罪被害者等基本計画において重点項目の一つに掲げられ、「もとより、犯罪等により生じた損害について、第一義的責任を負うのは加害者であるが、犯罪被害者等からは、加害者の損害賠償責任が果たされず、十分な賠償を受けることができないことに対する不満の声が寄せられている。犯罪被害者等が直面している経済的な困難を打開するため、加害者の損害賠償責任の実現に向けて必要な検討等を行うとともに、犯罪被害者等支援を目的とした制度以外の制度や民間の取組等の活用推進も含め、犯罪被害者等の損害を回復し、犯罪被害者等を経済的に支援するための取組を行わなければならない」とされている。

損害回復・経済的支援等への取組については、その財源も含め、広く国民の理解が得られるよう努めながら、犯罪被害者等施策推進会議の下で犯罪被害者等基本計画に盛り込むべき事項の検討並びに施策の実施状況の検証、評価及び監視の補佐を行う基本計画策定・推進専門委員等会議での議論を中心として、刑事、民事、社会保障、財政等の様々な専門分野からの視点も踏まえて、犯罪被害者等施策に係る府省庁が連携し、政府全体として引き続き検討すべきである。

# 参 考 资 料

犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する有識者検討会

構成員名簿

(有識者委員)

太田 達也 慶應義塾大学法学部教授

假谷 実 犯罪被害者遺族

川崎 友巳 同志社大学法学部教授

島村 暁代 立教大学法学部教授

◎滝沢 誠 中央大学大学院法務研究科教授

正木 靖子 弁護士

(敬称略・五十音順)

◎：座長

(オブザーバー)

法務省

厚生労働省

国土交通省

(事務局)

警察庁

犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する有識者検討会の開催状況

○第1回（令和5年8月7日）

- ・犯罪被害給付制度の概要について
- ・自由討議

○第2回（令和5年9月19日）

- ・関連する制度についての説明（労働者災害補償保険制度、公害健康被害補償制度、原子力損害賠償制度）
- ・前回の議論を踏まえた論点の整理と今後の議論の進め方
- ・自由討議

○第3回（令和5年10月16日）

- ・関連する制度についての説明（協力援助者災害給付制度、自動車損害賠償責任保険制度）
- ・自由討議

○第4回（令和5年11月13日）

- ・「①給付基礎額等の見直し」について

○第5回（令和5年12月18日）

- ・現行制度の性格を前提とした見直しの方向性
- ・専門家からのヒアリング（東京都立大学法科大学院山田俊雄教授）

○第6回（令和6年1月15日）

- ・討議（制度の性格と共に検討することが必要な事柄について）

○第7回（令和6年2月5日）

- ・犯罪被害給付制度の見直し骨子（案）について
- ・討議（経済的支援の在り方に関する論点について）

○第8回（令和6年3月1日）

- ・取りまとめ（構成案）について
- ・引き続き議論が必要な各論点について

○第9回（令和6年3月18日）

- ・取りまとめ（素案）について

○第10回（令和6年4月16日）

- ・提言を踏まえた犯罪被害給付制度の見直しの概要について
- ・取りまとめ（案）について

## 犯罪被害者等施策の一層の推進について

令和 5 年 6 月 6 日  
犯罪被害者等施策推進会議決定

犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）の基本理念に基づき、犯罪被害者等が、被害原因や居住地域にかかわらず、その置かれている状況等に応じ、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を適時適切に途切れることなく受けることができるようにするため、以下の各取組を実施することとする。

## 1 犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する検討

犯罪被害給付制度について、警察庁において、関係府省庁の協力を得つつ、民事訴訟における損害賠償額も見据えて、算定方法を見直すことによる給付水準の大幅な引上げや仮給付制度の運用改善に関して検討を行い、1 年以内をめどに結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施する。

## 2 犯罪被害者等支援弁護士制度の創設

犯罪被害者等支援弁護士制度について、法務省において、犯罪被害者等が弁護士による継続的かつ包括的な支援及びこれに対する経済的援助を受けられることができるよう、同制度の導入に向けて速やかに具体的検討を行い、必要に応じ、関係機関等との調整を図るなどして、1 年以内をめどに結論を出し、これらを踏まえて所要の法整備を含めた必要な施策を実施する。

## 3 国における司令塔機能の強化

犯罪被害者等施策の推進に関して、国家公安委員会・警察庁において、司令塔として総合的な調整を十分に行うこととし、実務を担う警察庁における体制を強化するほか、国家公安委員会委員長を議長とする関係府省庁連絡会議を開催し、同会議を活用するなどして各取組の検討状況を含めた犯罪被害者等施策の進捗状況を点検・検証・評価するなどし、犯罪被害者等施策の一層の推進を図る。

## 4 地方における途切れない支援の提供体制の強化

地方における途切れない支援を一元的に提供する体制の構築（ワンストップサービスの実現）に向け、警察庁において、関係府省庁の協力を得つつ、地方公共団体における総合的対応窓口等の機能強化や関係機関・団体との連携・協力の一層の充実について、国による人材面・財政面での支援を含め検討を行うとともに、より円滑な支援の実現に向け、DX の活用に関しても検討を行い、1 年以内をめどに結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施する。

## 5 犯罪被害者等のための制度の拡充等

医療・生活・教育・納税の各分野にわたる各種社会保障・社会福祉等制度について、関係府省庁において、制度の内容に応じ、関係機関・団体に対し速やかに通知を発出するなどし、犯罪被害者等に配慮した取扱いを行うよう要請し、又は犯罪被害者等もこれらの制度を利用し得ることを周知する。

また、犯罪被害者等に対する質の担保された治療としてのカウンセリングの保険適用の改善については、中央社会保険医療協議会において、令和 6 年度診療報酬改定に向けた議論を行って結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施する。

## 犯罪被害給付制度の見直し骨子

### 課題

- 収入がある被害者と比べて、幼い子どもや学生、家事労働者等の収入がない被害者について、遺族に対する給付額が十分ではない。
- 生計維持関係遺族の有無にかかわらず、残された遺族が精神的ショック等から十分に就労できなくなることや、葬儀費用などの犯罪被害に関連した支出により、経済的に大きな打撃を受けており、遺族に対する給付額が十分ではない。

### 現状

- 被害者に収入がない場合、遺族給付基礎額の最低額は3,200円（被害者が20歳未満の場合）となっている。
- 遺族給付基礎額の算定に当たっては、犯罪被害者本人の収入のみを基礎としている。

#### 幼い子どもを亡くした両親が受給者となる場合

遺族給付金 = 遺族給付基礎額 × 倍数

遺族給付基礎額 3,200円

倍数 1,000倍

→ **給付額：320万円**

### 見直しの骨子

※関係機関との調整は未了である。

早期に犯罪被害者等の支援を充実するという観点から、来年度の可能な限り早期から改正制度が施行できるよう、次の点について制度の見直しを図る。

#### I. 遺族給付金の支給最低額の一律引上げ

遺族給付金の支給額について、他の公的給付を参考に、一定の水準まで一律に最低額を引き上げる。

#### II. 遺族給付金の支給額の増額

Iの引上げに加え、配偶者、子又は父母に対する遺族給付金について増額を行う。

#### III. 休業加算額及び障害給付金の支給最低額の一律引上げ

## 民法・民事訴訟の専門家からのヒアリング結果概要

## 1 損害賠償に関する基本的な事項

## (1) 損害賠償を確定するための手続と法的効果

- 裁判における確定判決、裁判における和解が成立した場合の和解調書、調停における調停調書は債務名義と呼ばれ、強制執行は債務名義に基づいて可能となる。このほか、損害賠償命令も債務名義となり得る。
- 示談（裁判外の和解）による示談書は債務名義としての効力を有しない。

## (2) 損害賠償債権の時効

- 不法行為による損害賠償債権は、被害者が損害及び加害者を知った時から3年間（人の生命又は身体を害する不法行為の場合は5年間）行使しないとき、又は、不法行為の時から20年間行使しないときに時効によって消滅する。
- これらの期間内に裁判上の請求をすれば時効の完成は猶予され、確定判決が得られれば、確定時から改めて時効の進行が開始される（時効の更新）。新たな時効期間は10年となる。

## (3) 損害賠償の実現に向けての手続

- 債務名義を取得した被害者は、強制執行手続を利用して、債権の回収を図る。
- 加害者の財産を把握する制度としては、民事執行法が定める財産開示手続及び第三者からの情報取得手続がある。

## 2 具体的な損害賠償の内容

## (1) 損害賠償の内容

- 不法行為があった場合となかった場合との財産状態の差を金銭で表示したものが損害であるとする差額説が一般的な考え方。
- 裁判所は、被害者が主張する損害について、当事者から提出された証拠に基づき、その有無を認定することになる。
- 損害は、大きく分けると積極損害、消極損害、慰謝料に分類することができる。損害の範囲については、類型化されているものもあるが、争いがある場合には、個別事情の下で相当因果関係のある損害かどうかを認定することになると思われる。慰謝料は、被害者の事情・加害者の事情等の様々な事情の総合考慮により裁判所の裁量で決まり、加害行為の悪質性も考慮され得る。

## (2) 民事裁判における実態

- 受刑者を被告とする損害賠償請求訴訟では、受刑者が争わず、被害者が主張する損害額全部がそのまま認められるという事例がある。
- 加害者からの弁済が全く期待できないようなケースでは、訴訟を起こしても、費用倒れに終わってしまうので、訴訟をあきらめるケースもあるのではないかと。
- 債務不履行に基づく損害賠償や貸金請求などでは、相手方の資力に不安があるため、長期分割より、少ない金額の一時金で和解する例がある。

## 3 損害賠償金額を国が支払うこととした場合の論点

- 被害者が民事上の損害額そのものを国に請求できるような制度とする場合、国が実体法上の支払義務を負う制度となるが、なぜ国が、犯罪被害についてのみそのような債務を負うこととなるのかという制度趣旨を説明できるかに課題がある。立替払の場合も、国の責任が二次的なものと位置付けるものだが、国が実体法上の支払義務を有することになることに変わりはないため、同様である。
- 制度にするとすると、財政の問題もあり、また、国からの支援を必要とする他の分野との関係をどう考えるかも課題となる。

## 過去の議論の整理

### 国の責任や制度趣旨について

#### 現行制度の考え方

- 犯罪被害等の早期軽減と犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるように支援することを目的とする。
- 犯罪の発生について全て国に責任があるわけではないが、犯罪被害を社会全体で放置しておくべきではない。
- 損害賠償責任を根底に置いた他の制度の給付水準を超えるのは適当ではない。

#### 過去の議論

- 犯罪原因は様々なものがある中で、原因を集約して国の責任・社会の責任とすることはできないのではないか。仮にそうだとすると、犯罪者を処罰する意味がなくなったり、市民生活の自由の剥奪につながったりするおそれがあり、抽象的な責任の議論はすべきではない。
- 加害者の賠償責任がある中で、国が「補償」することを理論構成できるのか。
- 給付の拡大に伴い、モラルハザードが生じるおそれがあることに注意することが必要である。

- 犯罪被害は社会を構成する人間によって引き起こされるものであり、特別の防止責任が国や社会にあるのではないか。
- 犯罪被害者は国に補償を請求する権利があるのではないか。

### 財源について (1) [原因者負担・責任保険制度]

#### 過去の議論

- 過失の場合は責任保険制度がとれるが、故意による犯罪について相手方に補償を与えるための保険制度は、公序良俗に反する。
- 故意の犯罪行為については、事前に原因者となり得る集団を想定することができず、原因者負担制度を構築することは困難。

### 財源について (2) [既存の罰金の活用]

#### 過去の議論

- 一般歳入に入っている罰金の活用は、方策としては考えられるべきであり、社会の連帯共助という点からも重要ではないか。
- 罰金刑については、刑罰の歴史として被害者に戻っていたこともあり、国庫に帰属する合理的根拠は何なのか。
- 国民にとって一番納得感がある財源ではないか。
- 罰金を科す理由となった犯罪とそれを財源として補償金を被害者に支払う場合の犯罪が一致すべき必然性はないのではないか。

- 罰金は一般財源として繰り入れられており、犯罪被害者の経済的支援という特定の支出のために使うという形をとると、他の施策の一部を削って充てるといふことになり、パイの中で食合うことになる。
- 殺人、傷害致死等の重大な犯罪の犯人に罰金刑は科せられず、原因者と負担者の間にずれがあるが、これをどう考えるか。
- 特定財源を縮小していこうとする国の方針に逆行するのではないか。

### 財源について (3) [有罪判決を受けた者に対する課徴金等の賦課]

#### 過去の議論

- 罰金を活用する場合には、限られた予算を取り合うことにしかならない。そうであれば、今までにない新しい課徴金のようなものを考えることは、選択肢の一つではないか。
- 通常の課徴金とは違って、罪を犯したことに對する課税、目的税に近いのではないか。
- 財源の議論が閉ざされるのは望ましくなく、検討の余地を残しておく方が良い。
- 国民にとって一番納得感がある財源ではないか。

- 課徴金の性質は何であるのか。犯罪者の側から言えば、自分の事件の被害者に対する賠償のほかに、一般的な被害者救済のため、制裁や不利益が課されることに合理性があるのか。
- 刑罰ではなく、財源確保のための財産上の負担と考えると、「有罪判決を受けた」ということが合理的な理由となるのか。
- 主たる負担者と原因者が一致しない。
- 徴収に行政コストをかけられないため、結果として逃げ得を許さざるを得ないのではないか。
- 刑罰であるとする、なぜそのような刑罰が認められるのか。

### 財源について (4) [保険料等の徴収]

#### 過去の議論

- 犯罪被害は一定の確率で偶発的に発生し、誰もが被害者になり得るものであるため、保険になじむとも言える。幅広く国民からお金を集めるといいうのが、財源の在り方としては筋道を通る。

- 理念的には考えられても、徴収をどうするか、現実的には困難が大きいのではないか。

### 遡及適用について

#### 現行制度の考え方

- 新制度の適用は、法の施行後というのが原則である。
- 遡及の対象について、合理的な区分をつけることが難しい
- 行政事務として、過去の事案に遡って適切に裁定することが困難

#### 過去の議論

- 給付関係の制度で、遡及した例はあまりないのではないか。
- 財源の見通しが立たず、また、不公平の問題も生じるのではないか。
- 被害の認定や証拠の散逸などの困難がある中で、制度設計として遡及を認めるようなものとするべきではない。

- 実際に生活に困っている方について、過去のケースだからといってそのまま放置されてよいのか。

### 支給形式について

#### 現行制度の考え方

- 被害者の立ち直りには、一時金の方がなじむ。

#### 過去の議論

- 年金とする場合、財政運営が非常に難しく、また、損害賠償等の併給調整も難しい。
- 立ち直って社会の構成員として活動していただくという方向で考えたときに、年金、特に終身というのが適切なのか。

- 回復できない被害により、継続的に将来の生活が不安定な方には、生活の安定のためには年金の方が安心ではないか。

# 過去の議論の整理

(詳細版)

## 【目次】

1. 国の責任や制度趣旨について	1
2. 財源について	
(1) 原因者負担・責任保険制度を構築する考え方	5
(2) 既存の罰金を財源とする考え方	5
(3) 有罪判決を受けた者から課徴金等を徴収する考え方	8
(4) 幅広く保険料等を徴収する考え方	11
3. その他の論点について	
(1) 遡及適用について	13
(2) 支給形式について	15

# 1 国の責任や制度趣旨について

## ○ 昭和 55 年 3 月 25 日 (衆) 地方行政委員会・山本警察庁長官

……犯罪被害給付制度の趣旨につきましては、……不法行為制度が機能していない、その肩がわり的な意味合いもある、これが一つ。もう一つは、被害者の犯罪による精神的、経済的な被害、それを一部でも補てんして経済的、精神的安定に資する、言いますれば福祉的效果というものも一つございます。それから、……犯罪によって被害者に損害が生じているということは、公共の安全と秩序といういわば一つの法秩序が破れておる、そういう状態だと思えます。それを補てんするというところは、警察法にいう警察の責務の中にございます公共の安全と秩序の維持にかかわる、そういう意味の犯罪対策、法秩序への不信感を除去するという……犯罪対策が制度の根幹に横たわっておおると思えます。

## ○ 昭和 55 年 3 月 26 日 (衆) 地方行政委員会・法務委員会連合審査会・中平警察庁刑事局長

ただいま申し上げましたように、国には一般的には犯罪を防止する責任があるわけでございますが、しかし、では、直ちに犯罪が起こったからすべて国に法的な責任があるかということになると、そういうことではございませぬ。そういう立場をとっている国は世界のどこにも、ほとんどといていくらいけないわけでありませぬ。いま申し上げましたように、犯罪の被害というものを社会全体で放置しておくべきでない、そういう一種の連帯共助の精神に基づいて給付金を支給する、こういう考え方でございませぬ。

## ○ 昭和 55 年 3 月 26 日 (衆) 地方行政委員会・法務委員会連合審査会・中平警察庁刑事局長

……給付の水準をいかにするかということは大変むずかしい問題でございますが、この制度というのは本来、加害者側がてん補すべき損害につきまして全額を公費で負担し支給しようという、きわめて例外的な制度であるわけでございます。したがって、損害賠償そのものでございませぬ自動車損害賠償責任の場合と比較することはできないことはもちろんでございますが、損害賠償責任を根底に置いた原因者負担がある他の公的な給付制度、公害健康被害補償などを上回る水準とすることは、現行の体系の中では困難でございませぬし、また、積極的に社会公共のために尽力した結果被害を受けた、警察官の職務に協力援助した者の災害給付を上回ることもまた適当でない、こういうふうにございます。こういうことを勘案した上で被害者の救済にできるだけ効果のある額とする、こういうことと決めさせていただいた次第でございませぬ。

## ○ 平成 18 年 7 月 26 日 第 5 回経済的支援に関する検討会・岩村東京大学大学院法学政治学研究所教授

いずれにしても制度設計、例えば給付であるとかサービスを誰が受けるかということ、それからサービス給付の内容をどうするかとか、その水準をどう設定するかということについては、一つは結局今の情勢のもとでは財源調達をどうするかということに非常に大きく左右されます。とにかく財源が見つかからないことには、給付水準の維持ということは難しいということになりますし、新たに給付をつくるということも極めて困難であります。そういう状況になります。それから、もう一つは同じ論点について言えば、社会保障制度の場合、どうしてもモラルハザードが発生しやすいということがあります。簡単な例を挙げますと、非常に寛容な給付をつくりますと、給付の過剰消費が生じまして財源を圧迫するということ、そういう事態になります。これは現実には幾つかの例を簡単に挙げることでできるわけでありまして、例えば老人医療制度というのがありますが、かつてはこれは高齢者の方が病院に行きますと自己負担がなかったわけですね。その結果、何が起きたかということと、

高齢者の方はどんだん病院に行くようになって、老人医療制度の財政が結局破綻しかねないという、そういう状況が生じたということがあります。……それから、給付については内容、水準をどうするかということでありますが、いずれにしても財政との緊張関係というのが常にあるということと、それからどうしてもモラルハザードが発生しやすいということがあるので、制度設計する際にはそこをある程度見込まなくては行けないと。受給者がそれほど多くなければあまり問題にならないですが、結構な数になるとモラルハザードが起きると、制度そのものの存続が危うくなってしまふということがあるので、そこを考えなきゃいけないということと、長期的給付についてはかなり慎重な検討をしなければいけないということになるかと思えます。

○ 平成 18 年 8 月 25 日 第 6 回 経済的支援に関する検討会・白井弁護士

社会を構成する人間によって引き起こされる被害であるということについては、その社会そのものがその人間の行為を防止する責任というのはいやほやほ自然災害の場合とは違った特別のそれを防止する責任というものは国にあるのではないかと、あるいは社会にあるのではないかと、あるいは私に思うわけです。その場合に、それを十分に防止できなくて被害が発生してしまったというところについてはやはりそこが責任というものがやはりどうしても関わってくるのではないかと。その責任の法的な性質について損害賠償的な意味でのいわゆる民事的あるいは国家賠償的な損害賠償的な意味での責任というところまでは直ちにはいかならないにしても、やはりそういう社会自体がそういうものを許してしまった責任を国が社会に代わっていくんだという、ある意味では国に責任があるというそういうことにはあるのではないかと、あるいはもう一つは、やはり連帯共助といった場合に、見舞金でも連帯共助じゃないかといえ、極端なことを言えばそういうこととも受け取れるわけですが、連帯共助という場合のやはり犯罪というものがもちろん第一には加害者個人の責任ではあるんですけども、やはりそういうものを犯罪そのものが社会を基盤として生まれてくるものであるということで、しかもいつ何時だれが被害に遭ってもおかしくないという状況にあるということが基本計画でも言われているわけなんですけれども、そういう中でたまたまAさんに被害が生じてしまった、その生じてしまった被害をAさん一人の負担に任せてしまっているのかということ。やはりそういう場合には社会全体で被害の負担というものを公平に分担していかなければならぬのではないかと。道端をAさんとBさんが歩いてたまたまAさんだけが殴られてしまったけれども、あるいはBさんが殴られる可能性だってあったかもしないかというような事件はたくさんあるわけ、そういうような意味で損害の公平な分担といえますか、社会全体で被害を負担していくんだというような、そういう考えに基づいて、それを国というレベルで考えるときにその負担というものも公平に考えていくというふうにした場合に、一般財源の方から補償というものをしても決しておかしくはないのではないかと。そういうふうな考えも出てくるのではないかと、やはり基本法がこのようにうたった根本的な前提としてはそういういろいろな面での国の責任ということがあって、それを基本法で法定化したというふうな考えをすべきではないか。したがって、ここでの作業としては基本法を前提にして考えていけばいいのではないかと、私には思っております。

○ 平成 18 年 8 月 25 日 第 6 回 経済的支援に関する検討会・瀬川同志社大学法学部教授

社会の責任と国の責任ということを言うわけですけれども、私は刑事政策という分野も専攻していますので、その点から言いますと、例えば殺人事件が起こったあるいは傷害事件が起こったときに、それは社会や国の責任だということ場合は確かにあると思うんですけども、一般論的にそういう言い方がすべてできるのかというところは私にはできません。犯罪原因というのはさまざまなのが考えられますので、原因を集約して社会の責任なんだ、国の責任なんだなどという形で言えるのかということですね。この点は慎重に議論する必要があると思います。特に、もしそういう形で社会の責任であり国の責任であると言いつつ切ってしまうのであれば、それは例えば刑事裁判をして犯罪者を処罰すること自体意味がなくなってしまうことになりかねませんので、そういう意味で非常に気を付けて議論すべきだということに思っています。それから、治安政策の観点から、社会の責任だ国の責任だといった場合にそういう形で議論が進めばいわゆる治安政策全体が非常に厳しくなるとい

ますか、市民的な自由というのは非常に奪われてしまわなければならない恐れもあるわけですね。やはり自由主義的な発想というかそういうものも残しておく必要があります。あまり抽象的に、そういう形でのどここの責任という議論はやはり慎重すべきだと思います。

○ **平成 18 年 11 月 24 日 第 9 回経済的支援に関する検討会・岩村東京大学大学院法学政治学研究所教授**

既に申し上げたとおりだと思いますけれども、やはり今回こういう形で議論をしてもし美を述べれば、従来の犯給法に比べると多分補償が手厚くなるだろうというふうに思います。そうするとどうしてもやはり例えは経済的支援というものの依存度というのが高まる可能性があると思って、そこからモラルハザードというのがどうしても起きてくるというところはある程度起るのかなと。特に、傷病の療養を理由とする休業に関する所得保障給付についてはモラルハザードが起きやすい。それから、それは実は被害者の方だけではなくて、例えは恐らく問題としてあるのは医療だろうという気はしているんですね。医療で例えば全く自己負担なしにすると、これは被害者の方もそうなんです。医療機関がモラルハザードを起こすんですね。ですから、その辺のところをどういうふうなコントロールするかということもやはり考えておかなければいけないのかなと。経済的支援との関係で言うと、やはり座長もおっしゃっていたように、被害者の方のできるだけ早期の経済的な自立というものにどうやって結びつけていくかということをうまく組み合わせるといってモラルハザードの問題というのは支援への依存という問題からはある程度対策は考えられるだろうというふうには思いますけれども、今、瀬川先生おっしゃったように、やはり制度を拡充するかどうかという問題というのは出てくるだろうと思いますので、やはりちよつと検討をきちつとしておいた方がいいのだろうというふうに思います。

○ **平成 18 年 12 月 20 日 第 10 回経済的支援に関する検討会・佐々木帝京大学教授、弁護士**

おおむね私は座長私案でよろしいかと思っておりますけれども、岩村構成員がおっしゃったように、基本的には余りどういう言葉するかで変わってはこないかもしれないと思います。白井構成員が言われる補償なんですけれども、座長がおっしゃったように犯罪にいろいろな種類がございますので、確かに国が補償しなければいけない。ダイレクトに補償しなければいけないというように犯罪類型もあるかと思えば、典型的な家族内の犯罪とか、今白井構成員がおっしゃったような通りすがりの犯罪であれば、まだ国が補償すべきでびたつと塗ると思うんですけど、男女間のもつれからきた事件とか、本当に個人ベースの事件であれば、本来加害者が賠償すべきというのが当然であって、恐らく社会もそのように受けとめやすいものを国がなせ補償するという形になるのかという理論的な構成というのが、例えば賠償と比べると補償というのはちよつともう一つあいまいな言葉であるとはいえず、何となくしつくりこないかという感じもいたします。

権利であるところ、そういうふうな基本法がうたったというのは大事なことなんですけれども、その権利を具現する方法として支援であるか、補償であるかという言葉よりも、実際はどこまでの範囲で給付を認めるか、どの程度の額を認めるか、それからそれをどういうふうな給付受けれる手続を容易化していくかとか、それはどういうふうな継続的に出されるかとか、自立というふうな自立で終わっちゃえばもういいのかみたいなところもあるかもしれないし、とはいえず財源も無限にあるわけではございませんので、ほかいろいろほしいと言われる方がおられるので、それとの調整もございまして、どういふところで折り合いをつけていくかというところもございまして、入り口ですら確かにここで余りにも時間とられるというのも何だと思えますので、一応この程度で意見を述べさせていただきます。

○ **平成 18 年 12 月 20 日 第 10 回経済的支援に関する検討会・飛鳥井(公財)東京都医学研究機構東京都精神医学総合研究所参事研究員**

補償ということが法的にどの程度の意義を持つのかということにはわからないんですが、補償という言葉が入って、それはもういわゆる国家責任説、いわゆる犯罪が起ったことそのものに対しては国家責任説であるといったような考え方で、ちよつとそれについては疑問を感じる意見も多いいんではないかというふうな考え方はあります。そのところへのあいまいさを余り含まない方がいいのかなというふうな一つは考えました。

○ 平成 20 年 3 月 28 日 (衆)内閣委員会・泉国家公安委員会委員長

この法律、犯給法に流れております考え方というのは、先ほども少し御説明をさせていただきましたけれども、本来、加害者が損害を賠償すべきところだけども、その能力がない、資力がなく、実効的な損害賠償が得られない、あるいは労災制度などの公的な給付制度でもカバーできない、さらに、加害者の処遇改善が図られておる一方で被害者に対する救済制度は不十分である、こういうことの実態を踏まえて、社会の連帯共助の精神に基づいて、国が給付金を支給し被害者等の被害の軽減を図る、これが一貫してこの法律の基本に流れてきたものだと思います。

○ 平成 24 年 12 月 18 日 第 10 回犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会・松村全国犯罪被害者の会 (あすの会) 代表幹事代行

まず国に対して補償を求める権利があるのかという御質問なのですが、これについてはたまたまその犯罪被害者がたまたま犯罪被害に遭ってしまったということも含めまして……たまたま遭ったということ、それはまた誰でもなり得るという場合には、その犯罪被害者に対しての請求する権利を……(はつきり認めるべきなのだろうと思います。ただ、本当に見舞金的でかわいそうだなということ、上から与えるというものではないだろう。たまたま運が悪いか何かで被害者になってしまったのだから、そうなった場合には、国にそれに対して補償をしてもらう権利があるんだという認識はすべきだろうと考えております。

○ 平成 24 年 12 月 18 日 第 10 回犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会・黒澤(公財)犯罪被害救済基金常務理事

結局そもそも論として趣旨といいますか、理念といいますか、そこをどう考えるかということになると思うのですが、基本法からすれば今、松村構成員からお話があった、こういったことができれば、それは大変いいことだと思うのですが、今お話された補償の問題については、理論的に生活保障型の補償制度となつているのであれば、どうも響きとして国に責務がある前提として、国はこういうことにおいて責任があるから補償をするのだという、特に他の制度全体との横並びを考えたときに、そこら辺の根拠をきちり詰める必要があるのではないかと気がいたします。諸外国の事例を調べたときに、極端というか歴史的にはそういう経緯にあるからだと思いますが、ドイツであったように例えば犯罪を予防することができなかったから、だから「補償」は損害を補填するという意味合いで受けるとすれば、何かそういう根拠、理屈が必要だ……

## 2 財源について

### (1) 原因者負担・責任保険制度を構築する考え方

#### ○ 昭和 55 年 3 月 25 日 (衆) 地方行政委員会・中平警察庁刑事局長

過失の場合につきましては制度として責任保険制度というものが制度論としてとれるわけでございます。……しかし、故意による犯罪ということになりますと、人殺しをしたときに相手方に補償を与えるための保険制度というものは、公序良俗に反してこれは制度として成り立たないわけでございます……

#### ○ 平成 19 年 9 月 経済的支援に関する検討会・最終取りまとめ

犯罪被害等の原因者は犯罪者であるところ、犯罪等による被害について第一義的に責任を負うのは、加害者であることから、自動車損害賠償保障制度のような責任保険制度が採られれば、それに拠るべきとも考えられるが、同制度は、誰もが場合によっては被害の原因者となり得ること、そこに原因者集団を觀念的に捉えることができることを前提にしており、殺人、傷害等の故意の犯罪行為については、その性質上、事前に原因者となり得る集団を想定することができず、原因者負担の制度を構築することは困難である。

### (2) 既存の罰金を財源とする考え方

#### 【検討してはどうかとする意見】

#### ○ 平成 17 年 5 月 23 日 第 2 回犯罪被害者等基本計画検討会・井上東京大学大学院法学政治学研究所教授

(負担者層と被害者層にずれがあるとの意見に対して) 罰金というのは、当該犯罪の被害者に対する賠償とか、あるいは被害者に対しての謝罪金として徴収するものではないわけですね。ですから、罰金を科す理由となった犯罪とそれを財源として補償金等を被害者に支払う場合の犯罪というのが必ず一致しなければならぬという必然性はないように思うのですね。

#### ○ 平成 18 年 7 月 26 日 第 5 回経済的支援に関する検討会・岩村東京大学大学院法学政治学研究所教授

財源をどうするかという話になると、まず第一に税財源を使うのか、それとも税以外に何か財源を考えるのかというのが一つの大きな分かれ目になります。税を使うという話になると、今の財政難の中でどこから絞り出すかという話で、それは結局のところ根拠としては犯罪被害者の補償ということで説明はつくと思うんですけども、どこからどういふふうにして絞り出すのか、増税を前提とせずに一体絞り出せるのかというの、やや悲観的かなと。あと税以外ということになると、多分お話などもあつたと思えますけれども、例えば罰金とか、そういったものを使うのかどうかとか、さらに例えば抽象的に考えて、理念的なレベルで考えると、一種の分担金みたいな形で国民の皆様から月々 100 円ずつ拠出してもらうとかということも理念的には考えられると思います。ただ、その場合、一体徴収をどうするかとか、現実的なことを考えると、非常に困難が大きいだろうというふうには思います。そうすると、選択肢はあまり美は新しい財源調達といっても、選択肢の幅と

いってそれほど実は大きくないのかなと、とにかく既存の中から絞り出すか、増税を機会にどこかから見つけてもらうか、あとは罰金なり何なりを一つの手段として考えるかとか、何かそういういったものぐらしか現実的にはないのかなという気がします。

○ **平成 18 年 8 月 25 日 第 6 回経済的支援に関する検討会・瀬川同志社大学法学部教授**

罰金を財源とすることについて、……確かに一般歳入に入っているとしても 1,000 億というふう聞いておられますので、1 つの財源にするという方策というのは当然考えるべきことだとおふうに考えます。先ほどの理念、社会連帯からの共助という点からも重要であると考えております。

○ **平成 18 年 8 月 25 日 第 6 回経済的支援に関する検討会・飛鳥井(公財)東京都医学研究機構東京都精神医学総合研究所参事研究員**

罰金や没収金あるいは賦課金を利用してはどうかというような意見を述べさせていただきました。というのは、今の財政状況ではなかなか一般財源を期待するというのは財務省の前で玉碎主義で進むようなどころもあるかと思ってしまう。やはり国民が一番納得するのは罰金、没収金、賦課金というようなことだと思っておりますね。確かに三浦構成員が言われたように、それでも本当に入口と出口のものを考えるところは確かにはあるんですが、ほかの財源はもつとズレがあるわけでありまして、その中で一番相対的に見てズレが少ないのが先ほどの罰金のたぐいだと思っておりますね。私も少し伺ったところでは、交通反則金などは交通安全対策に……かなり支出されていると聞きますし、具体的に出口と入口をなるべくすり合わせるような形で使われている実例もありますので、それを考えれば納得しやすい形で一番使いやすいのは罰金等の財源ではないかというふうに考えたい次第です。

○ **平成 18 年 11 月 24 日 第 9 回経済的支援に関する検討会・瀬川同志社大学法学部教授**

それから、罰金刑については、極めて大ざっぱな刑罰の歴史で言えば、被害者にもともとは戻っていた、いわば被害者の黄金時代がかつてあった。今は国庫に帰属するわけですから、私の考え方から言えば、なぜ国庫に帰属するのかという理由づけは果たしてあるのか。つまり、国庫に帰属する合理的根拠は何なのかということ。今さらそんなこと言われてもしょうがないとおっしゃると思います。罰金の 1,000 億に入っているのかということがやはり再考すべきだということに私は考えています。

○ **平成 24 年 1 月 26 日 第 5 回犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会・瀬川同志社大学法学部教授**

(富田構成員提出：資料 1 アメリカにおける犯罪被害者等に対する経済的支援制度について) 第 4 点目ですが、私はやや疑問があると思います。というのは、罰金を財源とすることが我が国の犯給法の国民の連帯共助の理念から外れるという趣旨で書いておられますが、余り言い切ってしまうのもよくないと私は考えております。財源の問題はこれから出てくると思いますが、確かに国民の連帯共助というところからすると外れる面もあるか分かりませんが、外れないとも言えると思います。もともとこの理念が出てきたのは、一般財源を前提としていますので、それと連携しているわけですから、この理念の中で法律が作られたということですので、これを基に財源の議論が何か閉ざされるというのは望ましくありません。むしろ財源はこれから大胆に考える余地はあると思いますので、余りここで制限的おっしゃっていただきたくないと考えておりました。したがって、特別賦課金もそうですけれども、検討の余地を残しておいた方がいいのではないかと私は考えております。

【課題を指摘する意見】

○ 平成 18 年 8 月 25 日 第 6 回 経済的支援に関する検討会・三浦法務省大臣官房審議官

この種の議論をするときに税でまかなうのかそれ以外のものなのか、特に話題にのぼるものとして罰金はどうかということが言われることがございます。まだ私も結論を出す状況ではないかと思っておりますが、一般的な考え方としてどうかということだけ若干ご紹介しておきますと、御承知のように、罰金は現在の国の一般財源として繰り入れられておりますので、そういう意味で言うと税と一緒にいろいろな施策のために支出しているということであり、またその罰金を何らから犯罪被害者の経済的支援という特定の支出のために使うという形で構成していくと、現在一般歳入で行っている施策のうちの一部分を削ってそちらに回すということになりますので、そういう意味で言うと、パイの中で食い合うという性格は、いざいざという感じかという感じがいたしております。それから、もう一つは、これも前の検討会などでもご説明したことがあるかと思いますが、一般に特定の支出のために使う財源はいろいろな税でありますとかいろいろな収入関係で日本の制度の中にもございます。通常そういう場合はその支出によって利益を受けるとか、支出の原因になった人が一定の負担をするということ、受益者なりあるいは原因者が負担をするという関係にある場合が通常だろうというふうに思いますが、現実にも罰金の場合、現実にも罰金を払っているかといいますが、かなりの割合、8割ぐらいかと思いますが、いわゆる道路交通法違反ということで、必ずしも被害者を生んでいる犯罪者が罰金を納めているわけではなくて、当然殺人とか傷害致死、重大な犯罪の犯人というのは懲役という形で刑務所に入っておりますので罰金を払っているわけではなくて、意味で、原因者と罰金を払う、納めている人間との間にずれがある、そういう問題をどう考えるかといったようなことが1つの問題かという感じがしております。

○ 平成 19 年 9 月 経済的支援に関する検討会・最終取りまとめ

罰金の特定財源化は、罰金が既に一般財源として運用されており、それを犯罪被害者等に関してだけ特定財源化する論拠を見つけて出すのは困難であり、また、一般的に特定財源化を可能な限り縮小していかうとする国の大方針と逆行する感は否めない。

### (3)有罪判決を受けた者から課徴金等を徴収する考え方

#### 【検討してはどうかとする意見】

##### ○ 平成 18 年 8 月 25 日 第 6 回経済的支援に関する検討会・瀬川同志社大学法学部教授

財源というのは択一的なものではなくて、いろいろなるところから取ってきてもいいわけですから。例えば前回議論ありました刑罰賦課金、有罪判決を受けた人から少額を取って1つの財源にするというのも1つの方策であって、その点は発想の転換を図り、そういうものをぜひ財源については考えていってはどういうふうに考えておきます。

##### ○ 平成 18 年 8 月 25 日 第 6 回経済的支援に関する検討会・飛鳥井(公財)東京都医学研究機構東京都精神医学総合研究所参事研究員

罰金や没収金あるいは賦課金を利用してはどうかというような意見を述べさせていただきました。というのは、今の財政状況ではなかなか一般財源を期待するというのは財務省の前で玉碎主義で進むようなどころもあるかと思ひまして。やはり国民が一番納得するのは罰金、没収金、賦課金ということだと思っておりますね。確かに三浦構成員が言われたように、それでも本当に入口と出口のものを考えるとズレは確かにあるんですが、ほかの財源はもつとズレがあるわけでありまして、その中で一番相対的に見てズレが少ないのが先ほどの罰金だと思いますね。私も少し伺ったところでは、交通安全金などは交通安全対策に……かなり支出されていると聞きますし、具体的に出口と入口をなるべくすり合わせるような形で使われている事例もありますので、それを考えれば納得しやすい形で一番使いやすいのは罰金等の財源ではないかというふうに考えたい次第です。

##### ○ 平成 18 年 11 月 24 日 第 9 回経済的支援に関する検討会・瀬川同志社大学法学部教授

結論的に言うと、私はこれは立法的政策の問題であり、ポリテイカルな判断を必要とすると思います。現状では、この検討会でも事実を積み上げあるいは理論構成を積み上げないと恐らくどこへ持っていくとも通らないというふうに思います。私は課徴金制度に賛成なんですけれども、そういう制度を設けるに当たって何か理論的な根拠あるいはさき三浦構成員が言われた合理的なところですね。ほかの類型の被害者を含めて、国民が納得できるだけのそういう合理的な根拠が必要ではないかというふうに思います。そういう視点をふまえて、課徴金制度というのを前向きに検討すべきだというふうに私は思っています。

##### ○ 平成 18 年 11 月 24 日 第 9 回経済的支援に関する検討会・岩村東京大学大学院法学政治学研究所教授

どちらかという課徴金ということなんですが、やや今まで使われている課徴金とは性格が違って、犯罪を犯したことに對する課税みたいな何かちよつとそういのに近いイメージかなという気もするんですね。罰則ではないんだと思うんですが、何か犯罪をしたことによって社会に迷惑をかけたのでそれに対して何か税金かけるみたいないなちよつとそういうような色彩かなという気もちよつとありますが、……そういう意味では目的税に近いという感じがややあるなというのと。

##### ○ 平成 18 年 11 月 24 日 第 9 回経済的支援に関する検討会・國松(公財)犯罪被害者救済基金常務理事

罰金を使うとか反則金を使うとかそれもいいんですけども、結局今あるやつをこっちに移すだけと。移すところちが減ってるわけですよ。だから、そうなることと意味では取り合いみたいな話になります。もちろん、そういうやり方もあって、今先ほど来から出てますように、今被疑者・被告人といまいますか犯罪者の方に振っ

ているお金というのは何もその人のための利益ではなくて、一般社会の治安維持のための広い意味で使うわけでありますから、単純に額を比較するというのはできないかもしませんが、ただもう少しそれを被害者の方へ移してやるという議論がある。それはもちろんそういうやり方もあるんでありますが、移すだけだとこっちがへこむわけですね。それだっただけなら今ままでない新しい課徴金のようなものをちょっとつけていったらどうなんだろうとかというの1つの選択肢としては思っています。

○ **平成 18 年 12 月 20 日 第 10 回経済的支援に関する検討会・岩村東京大学大学院法学政治学研究所教授**

既存の財源以外に、新しい財源を何か考えるかというのがもう一つでありまして、前回、國松座長がおっしゃったような有罪判決を受けた者から一定の課金を取り上げるというののも一つのアイデアとしてあるだろうと思います。ただ、きょう伺った限りでは、やはり従来の課徴金とはかなり性格が異なるものであって、一種の目的税的なものに随分近いものだという印象を受けましたので、これもまた現在の全体としての特別会計なり目的税というものについて、非常に抑制的な政治なり財務のあり方との関係で、どうしても衝突を引き起こすとすると、やはりそこも突破しなければいけないという話なんだろうと思います。いずれにしても、先ほど瀨川委員がおっしゃったように、そういういわば突破口を築くだけの説得力ある構成なり構想というのを我々が示せるかどうかということなのかと思います。

○ **平成 24 年 1 月 26 日 第 5 回犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会・瀨川同志社大学法学部教授**

(雷田構成委員提出：資料 1 アメリカにおける犯罪被害者等に対する経済的支援制度についてに対して) 第 4 点目ですが、私はやや疑問があると思います。というのは、罰金を財源とすることが我が国の犯給法の国民の連帯共助の理念から外れるという趣旨で書いておられますが、余り言い切ってしまうのもよくないと私は考えております。財源の問題はこれから出てくると思いますが、確かに国民の連帯共助というところからすると外れる面もあるか分かりませんが、外れないとも言えると思います。もともとの理念が出てきたのは、一般財源を前提としていますので、それと連携しているわけですから、こういう理念の中で法律が作られたということですので、これを基に財源の議論が何か開ざされるというのには望ましくない。むしろ財源はこれから大胆に考える余地はあると思いますので、余りここで制限的おっしゃっていただきたくないと考えておりました。したがって、特別賦課金もそうですけれども、検討の余地を残しておいた方がいいのではないかと私は考えております。

**【課題を指摘する意見】**

○ **平成 18 年 11 月 24 日 第 9 回経済的支援に関する検討会・瀨川晃同志社大学法学部教授**

結論的に言うと、私はこれは立法的政策の問題であり、ポリテイカルな判断を必要とすると思います。現状では、この検討会でも事実を積み上げあるいは理論構成を積み上げないと恐らくどこへ持っていかけても通らないというふうに思います。私は課徴金制度に賛成なんですけれども、そういう制度を設けるに当たって何か理論的な根拠あるいはさっき三浦構成委員が言われた合理的なところですね。ほかの類型の被害者を含めて、国民が納得できるだけのそういう合理的な根拠が必要ではないかというふうに思います。そういう視点をふまえて、課徴金制度というのを前向きに検討すべきだというふうには思っています。

○ **平成 18 年 11 月 24 日 第 9 回経済的支援に関する検討会・三浦法務省大臣官房審議官**

課徴金についてはどういう制度かということがまず前提になりますので、それを考えないとうすばきだとうすばきだということが難しいと思います。例えば刑事裁判で有罪になった犯罪者に対して罰金とは別に何らかのお金を納付させるといふものを仮に考えたとしても、そのお金の性質の議論もあると思いますけれども、いわゆる損害賠

償とかあるいは求償と一体どういう関係になるのかという点が問題ではないかという感じがしております。要するに犯罪被害者の方に対する賠償や救済は本来一義的には犯罪者が被害者の方に損害賠償として支払うべきであります。また、国がこの新たな制度によって犯罪被害者にお金を支出するといった場合でもやはり国はその犯罪者に対して求償するという関係になる、それが原則だろうというふうに考えるわけです。そうするとともに犯罪者が支出し、犯罪者が負担すべきお金というものと、それと別個に何かお金を徴収するというのはそもそも一体どういう関係になるんだろうとかあたりが理解できないところがございます。本来犯罪者の側から言えば、当該自分の事件の被害者に対して賠償すべきは当然でありますけれども、それ以外に一般的な被害者救済のために一定の制裁や不利益が課されるという点について果たして合理性があるかという問題でもあります。……

○ 平成 18 年 12 月 20 日 第 10 回経済的支援に関する検討会・岩村東京大学大学院法学政治学研究所教授

既存の財源以外に、新しい財源を何か考えるかというのがもう一つでありまして、前回、國松座長がおっしゃったような有罪判決を受けた者から一定の課金を取り上げるというのも一つのアイデアとしてあるだろうと思えます。ただ、きょう伺った限りでは、やはり従来の課金とはかなり性格が異なるものであって、一種の目的税的なものに随分近いものだという印象を受けましたので、これもまた現在の全体としての特別会計なり目的税というものについて、非常に抑制的な政治なり財務のあり方との関係で、どうしても衝突を引き起こすとすると、やはりそこも突破しなければいけないという話なんだろうと思えます。いずれにしても、先ほど瀬川委員がおっしゃったように、そういういわば突破口を築くだけの説得力ある構成なり構想というのを我々が示せるかどうかということなのかと思います。

○ 平成 19 年 1 月 19 日 第 11 回経済的支援に関する検討会・三浦法務省大臣官房審議官

こういった徴収金をどういう法的性質のものにとらえるかということにつきましては、いろいろな議論があり得ると思いますけれども、我が国の刑罰といたしましては、現在刑法で死刑から懲役、禁錮、罰金、拘留、科料といった形で刑法の中で法定されていますし、また今回のこの徴収金というものが、行われた犯罪の責任に応じて金額が算定されるというものではないのだろうと考えられることからいたしますと、この徴収金は刑罰ではなくて、むしろ基金の財源を確保するという行政目的に基づく財産上の負担ということではないかと考えられます。…ただ、そういう性質のものであるといたしますと、犯罪被害者の支援、救済のために基金の財源を負担する理由といたしまして、有罪判決を受けたということが果たして合理的な理由になるのだろうかという問題があるということでございます。有罪判決の大半といたしましては、いわゆる犯罪被害者を生まない特別法犯、特別法違反の犯罪であるということからいたしまして、犯罪被害という問題に關しましては、まさに原因者でも、あるいは受益者でもないという者になるわけでありまして、そういう人がそのような一定の行政目的のために特別の負担を負うということに合理性があるかというところ、かなり疑問があると言わざるを得ないところでございます。こういう理屈の問題のほかに、実際上の問題としてかなり大きな問題があるという点をご説明いたします。罰金刑でありまして、あるいは独禁法、証取法等の課徴金は、性質としては制裁として課されるものでありますので、その制裁を実現することに意味があるということでもあります。ですから、その実現のために一定の行政コストをかけるということも正当化できるものであると考えられます。ところが、この提案される徴収金というのは、財源の確保が目的でありますので、その徴収自体にあまり行政コストをかけられないという問題があります。課された人が任意に徴収金を支払えば、もちろんコストはあまりかからないわけでありまして、徴収金を支払わない場合に、何か不利益が生ずるかというところ、例えばそれに よって身柄が拘束されたり、あるいは何らかの別の行政処分が行われるということになれば、任意の支払いを確保する担保になり得るわけですが、今回の場合、そういう制度がなかなか想定できないところでもあります。例えば、罰金の場合にはその不納付に対してまして労役場留置という処分がありまして、身柄が拘束されるという制度がございます。そういう制度が存在すること自体によって、任意の支払いが促進され、確保されている面がございますが、徴収金についてそのような制度というのはなかなか想定しにくいところがございます。任意の支払いを担保する措置がない場合には、最終的には強制執行を行うほかないわけでありまして、けれども、具体的にどういうふうにかこれを行うかといえますと、これは徴収機関におきまして、相手の所在を捜査、調査したり、資産を調査した上で、手続的には法務局に依頼

をして、裁判所に強制執行の申し立てをするということになるわけでありまして、恐らく少額の金額を徴収するために、こういった形で行政コストをかけるというのは、現実にはできないことではないかということでございます。結局、こういった制度を設けても、その徴収の実現にはかなり大きな困難がございます。結果としていわゆる逃げ得を許さざるを得ないという問題があると考えられます。要するに、私どもとしては、こういった制度でありまして、なかなか実現は困難と言わざるを得ないのではないかと考えているところでございます。

○ **平成 19 年 1 月 19 日 第 11 回経済的支援に関する検討会・三浦法務省大臣官房審議官**

アメリカでは州などでそういう徴収金の制度があるということでありまして、私どもの承知している限りでは、そのように行われている制度というのは、アメリカでの位置づけとしては、それは刑罰であるというふうな考えられられておいて、その限りで言いますと、先ほど申し上げた理屈の問題のところでも申し上げた財源確保という行政目的との関連で合理性があるかというふうな問題は、その限りではやや引っ込むかも知れませんが、逆に言いますと、なぜそのような刑罰が認められるのかということがむしろ問題でありまして、この点は私どもは断定的に申し上げることは難しいわけですが、あくまでも一般的に申しますと、アメリカの裁判所というのは非常に幅広い権限を持っておりまして、刑罰の種類も日本の先ほど申し上げたような刑罰の種類にとどまらず、いわゆる社会奉仕命令であるとか、損害賠償命令であるとか、非常にさまざまなものが認められているわけでありまして、ある意味ではそういった刑罰とか司法というものについての考え方において、日本とアメリカでは相当基本的な考え方の違いがあるということではないかと思えます。それから、もう一つはアメリカで徴収が実際の程度、どういふふうに行われているかというのは、正確にわからない部分がありますが、一般的に申しますと、アメリカの場合は裁判所の命令に対する拒否というのは、身柄拘束を伴う制裁が課されますので、こういう徴収金の支払いを担保する一定の仕組みがあるというふうな考えられます。

○ **平成 19 年 9 月 経済的支援に関する有識者検討会・最終取りまとめ**

有罪判決を受けた者から一定の額を徴収する課徴金制度の導入については、その主たる負担者と原因者が一致しない上、徴収コスト面の問題もあり、犯罪被害者等の支援に特化した形で検討することは、困難である。

(4) 幅広く保険料等を徴収する考え方

【検討してはどうかとする意見】

○ **平成 18 年 8 月 25 日 第 6 回経済的支援に関する検討会・岩村東京大学大学院法学政治学研究所教授**

論理立てて考えようとすると、共同連帯とか社会連帯とかという考え方をとったときに、先ほど少し申し上げましたが、例えば私の専門である社会保障の観点から考えたときに、1 つは税でやるという、これは例えば生活保障であるとか基礎年金、今 3 分の 1 の人ですが今度 2 分の 1 に負担率が上がるのか、社会福祉が基本的には税でやっているとかいうようなことで、税でやる考え方もあり、もう 1 つは、さきも申し上げましたけれども、社会保険のように被保険者の人々から保険料を取るというそういうやり方というのもあると思えます。実は考えてみますと、犯罪被害者の方の経済的支援ということを考えてときには、本音を言うところある意味保険になじむんですね、実は、偶発的な事象でありまして、一定の確率で発生するわけですから、実は保険になじむ。ただ、現実的なことを考えると、これを例えば犯罪被害者のための強制保険制度をつくって国民のみんなから保険料を取るんだということとは、今の国民年金とか国民健康保険を考えたときには非常に現実的な話になって

いってしまう。……犯罪被害というのは一定の確率で社会の中で発生し、だれもが場合によっては被害者になり得ると。要するに相互補完性というか相互性があるものなので、考え方として論理的に考えていくと、幅広い国民なり社会の構成員の人たちからお金を集めるというのがおそらく最も財源の在り方としては論理の筋が通っているんだろうというふうに思います。保険料が仮に技術的に難しいとすると、実は一番幅広くに国民全体から集められるのは所得税ではなくて間接税なんですね。ですから、それを本当は考えるところというのが多分論理的には一番筋が通っているかもしないという気がいたします。

○ **平成 24 年 5 月 14 日 第 6 回犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会・瀬川同志社大学法学部教授**

(フランスにおいては保険契約に乗せて徴収していることについて) 日本に非常に馴染みにくい議論のように展開されていきますけれども、被害者に対する経済的支援という点では、非常に割り切った最も合理的な制度だと思えますので、不思議な国ではないので、やはり実際の犯罪被害の実態から見れば、こういうこともあり得るとい制度だと私は理解すべきだと思っております。

**【課題を指摘する意見】**

○ **平成 18 年 7 月 26 日 第 5 回経済的支援に関する検討会・岩村東京大学大学院法学政治学研究所教授**

財源をどうするかという話になると、まず第一に税財源を使うのか、それとも税以外に何か財源を考えるのかというのが一つの大きな分かれ目になります。税を使うという話になると、今の財政難の中でどこから絞り出すかという話で、それは結局のところ根拠としては犯罪被害者の補償ということで説明はつくと思うんですけど、でも、どこからどういうふうにして絞り出すのか、増税を前提とせずには一体絞り出せるのかというのは、やや悲観的かなと。あと税以外ということになると、多分お話などもあったと思いますけれども、例えば罰金とか、そういったものを使うのかどうかとか、さらに例えば抽象的に考えて、理念的なレベルで考えると、一種の分担金みたいな形で国民の皆様から月々 100 円ずつ拠出してもらうとかということも理念的には考えられると思います。ただ、その場合、一体徴収をどうするかとか、現実的なことを考えると、非常に困難が大きいだろうというふうには思います。そうすると、選択肢はあまり実新しい財源調達といっても、選択肢の幅といてもそれほど実は大きくないのかなと、とにかく既存の中から絞り出すか、増税を機会にどこかから見つけてもらうか、あとは罰金なり何なりを一つの手当として考えるかとか、何かそういういったものぐらいいかが現実的にはないのかなという気がします。

### 3 その他の論点について

#### (1) 遡及適用について

##### 【現行制度の考え方や遡及適用の課題を指摘する意見】

#### ○ 昭和 55 年 3 月 25 日 (衆) 地方行政委員会・中平警察庁刑事局長

ただいま御指摘の中にもございましたが、この法案の施行前に発生した犯罪によって被害を受けた方はこの法案の適用を受けることができないということについては、私どももまことにお気の毒に思っている次第でございます。特にこの制度につきましては、長年にわたって熱心に運動を続けられてきた方もございますし、そういう点につきましては私も非常に大変なお気の毒な気持ちを持っておりますが、しかしながら、一つの新しい制度というものをつくる場合には、その適用というのは法の施行後というのが原則でございます。この制度についてののみその遡及を考える、こういう合理的な理由というものが、いろいろと検討をしてみましたが、残念ながら見出すことができなかった、こういうことでございます。なお、いま申し上げますが、殺人なんかの犯罪被害につきまして、遡及の対象について合理的な区分をつけることがなかなかむずかしいわけでございます。一定の期間遡及をいたすとしても、またその遡及の前後でやはりこれは不公平の問題が起こってまいります。それから、この制度におきましては、被害者の責任の度合い等も考えまして、支給の除外とかあるいは減額とか、かなりきめの細かい制度も考えておるわけでございますが、そうした判断を適切に行うために、やはりこれは新しく起こった事象でないと、過去にさかのぼってそうしたことを適正に裁定を下すということも非常にむずかしい問題でございます。そうしたこともありまして、遡及ということをいろいろ考えたわけでございますが、遡及措置というものがとれなかつた次第でございます。そういうことで、その方々に対してはまことにお気の毒な気持ちがいっぱいでございますが、また逆に言えば私どもは、そうした方々の気持ちを十分に背中に受けながら、この制度の必要性というものを痛感をいたしまして、ことしは警察庁の最重要の施策として真剣に取り組みまして、いまこの制度の創設にまでござつてまいつた、こういういきさつになっております。私どもは、この制度が呱呱の声を上げることによって、こうした犯罪の被害に遭われた方々に対して、社会の温かい目が一層こうした人たちに注がれることになるように、そういう次第でございます。

#### ○ 平成 18 年 10 月 24 日 第 8 回経済的支援に関する検討会・岩村東京大学大学院法学政治学研究所教授

私も多分この種の給付を与える、提供するような制度で遡及した例というのは余り知らないですね。社会保障関係でも、制度を変えたときに裁定替え、その他で今給付を受けている人について給付水準を上げるとかということはあると思いますが、過去にさかのぼって遡及をしてというのは、どうも余りない、ほとんどないのではないかと思います。それは一つには、やはり一番大きな財源の問題があつて、どこまで膨らむかの見通しがつかないと、もちろん遡及のさせ方にもよりますけれども、財源の見通しが立たなくなつてしまふ。どこかで線引きをしないとすれば、それは線引きされた前と後で、やはり不公平の問題が生じるということになる。結局遡及させる、させないと全く同じ話になつてしまふということになって、どこで線引きをするかということ自体が、時間で線引きをするのは非常に難しいらうと。それからもう一つは、たれを対象にするかということですが、まず第一に定義をどうするかということのも非常に難問だと思いますし、例えば卑近な例で最近問題になった例では、例えば原爆症なども、どこで線引き、人の範囲をどうするかということをめぐる、やはり大変な争いになるわけであつて、かなりそこも絞り込みというのは難しいのかなという気がします。

○ **平成 18 年 10 月 24 日 第 8 回経済的支援に関する検討会・瀬川同志社大学法学部教授**

犯給法ができるときも、この議論がどうもあつたようであります。多くの方々の御努力がありまして、何か報りたいという気持ちも立法者の間でもあつたようですけれども、それはなされなかつたという事情があります。私は、法的に遡及適用を認めるというのは、やはりかなり無理がある、混乱を招くところかなら危惧されると思います。そういう点では、真正面から制度設計として遡及適用を認めるという方向性は、やはり私は困難を伴うというふうに思います。特に被害の認定とか証拠の散逸とか難しい問題があるように思います。ので、それを何でもかんでもやってみようという制度設計はすべきではないというふうに考えます。そういう意味で、座長が言われていますように、特に白井先生がおっしゃるような救済すべき、社会正義に反するような、補償すべきだというふうな事例があれば、それに対して何らかの手だてを特別な形で考えるという方策でいいのではないかと。だから、真っ正面から遡及適用を認めるというのは、私は賛成しがたいというふうに考えております。

○ **平成 19 年 9 月 経済的支援に関する検討会最終取りまとめ**

過去の犯罪被害による後遺障害により現在も窮状にあるような特別な事情がある犯罪被害者等に対しては、前記基金において対応する方途を検討すべきであるが、新たな法制度を遡及適用することはしないものとする。

○ **平成 25 年 7 月 10 日 犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会・坂口警察庁長官官房総括審議官**

犯罪被害者の救済制度につきましては、犯罪被害者の御遺族や様々な方々がその実現に向けて努力をしてこられた背景がございます。法律制定時にはそのような制度発足に寄与した方々が救済されるよう遡及適用すべきであるという御意見があり、国会審議において大きな論点の 1 つとなつておりました。しかしながら、新しい制度の適用は法律施行後とすることが法制度の基本的な原則であること、この制度だけ遡及適用を認める合理的な理由がなかつたこと、また、遡及を認めるとしてもどこまで遡るかということについて、合理的かつ公正な基準を設定することが難しいことなどの課題を乗り越えることが困難であつたため、遡及適用はしないことになりました。……その後、平成 13 年改正時には遡及適用については大きな論点とはなりませんでしたが、平成 20 年改正時の検討状況について説明いたします。平成 18 年から 19 年にかけて行われた経済的支援に関する検討会においても、遡及適用は大きな論点の 1 つとなつていたと承知しております。検討会では先ほど申し上げたような課題のほか、特例を認めることの合理的説明が可能な具体的な事例を踏まえ検討が必要で、遡及適用を一般的に認めることは困難であるといった御意見が出る一方で、そうは言ってもやはり現在も経済的に困窮している方に対しては、何らかの救済をすべきであるとの御意見も出されておりました。そして、検討会での議論の結果、最終取りまとめでは過去の犯罪被害による後遺障害により、現在も窮状にあるような特別な事情がある犯罪被害者等に対しては、前記基金において対応することを検討すべきであるが、新たな法制度を遡及適用することはしないものとするとして、これを受けて政府としても改正後の犯給法は遡及適用しないこととしたものであります。なお、この最終取りまとめを受けて公的救済制度の対象とならない犯罪被害者等であつて、個別の事情に照らし、特別の救済が必要と認められる方を対象として、平成 20 年 12 月から財団法人犯罪被害救済基金による支援金支給事業が開始されたというのは、既に黒澤構成員から御説明いただいているとおりでございます。

【遡及適用すべきとする意見】

○ 平成 18 年 10 月 24 日 第 8 回経済的支援に関する検討会・白井弁護士

これは、実際に、現在までに補償を受けられていない方もあるわけなんです。今日こうして基本法が成立いたしました。またこの基本計画ができるという、これを実現したのは、今の被害者の方々が一生懸命頑張って、そしてようやく議員さんを動かして実現したということがあるんですが、その実現した当のご本人たちは、新しい補償制度ができて何も報いられないということになるというのには、どうもこれは、1 つは不公平ではないかと。やはり、そういう実際に生活に困っていて、この法律をつくるために頑張られた被害者の方々にも適用がなされるような遡及適用のことを、1 つは考えるべきではないかということと、現実には、過去に犯罪に遭って、現在も非常に苦しい生活をしておられる方々が大勢おられるので、その方たちが、過去のケースだからといってそのまま放置されてよいのかという問題もあります。我々の方としては、先ほどの除斥期間との問題もあるんですが、一応例えば新しく年金方式の補償というものができれば、そういう将来にわたって年金の支給を遡及適用して、そういう方たちにも将来にわたる支給をしていただくというような方法も考えられるのではないかと。いろいろな支給の仕方と遡及適用の工夫の仕方によって、ある程度のことができるのではないかと考えているわけです。

(2) 支給形式について

【現行制度の考え方や一時金形式に関する意見】

○ 昭和 55 年 3 月 25 日 (衆) 地方行政委員会・中平警察庁刑事局長

……年金にせよ一時金にせよという御質問でございますが、この制度というのは、被害者とかあるいは遺族のこうむりまじりました精神的な打撃の回復を一応第一の目的とし、それから、あわせて財産的な面の被害もめんどろを見る、こういう立場でございます。そして被害者の一種の立ち直り、そのためにはあるいは一時金の方がよくなりがある、こういうことだとだということに考えておる次第でございます。なお、外国の制度を見ましても、ほとんど一時金で措置されておる、こういうことになっておる次第でございます。イギリスのレポートを見ましても、イギリス等の経験に徴すれば一時金の方がむしろ被害者等の立ち直りにはいい、そういうふうなことも報告の中には出ておる次第でございます。

○ 平成 18 年 10 月 24 日 第 8 回経済的支援に関する検討会・岩村東京大学大学院法学政治学研究所教授

生活の安定という点からすると、何となく歴史的には一時金から年金に進んできた。例えばこれは労災なんかはそうなんです。そういうふうに進んできたということは確かで、生活面での安定という点では、そのとおりの部分はあるんですが、座長も今おっしゃったように、要するにもう一つは額の問題でありまして、年金形式、年払いで払っていても、結局のところはトータルで幾ら払うのかという話なんです。ですから、ちよつとそこを抜きにしては、なかなか議論ができないだろうと。もう一つは、年払いにして年金にする、有期型にするのか、それともずっと亡くなるまでお払いするのかが、もう一つあります。つまり、例えば 10 年間は年金でお支払いしようということ、それから終身お支払いしようということ、もう一つ別の切り口というのが実は存在すると。いずれにしても、それは最終的には額の問題、トータルで幾らかという、その問題になります。それから、ただ年金の場合に問題点としては、一つは前にも申し上げたように、財政運営が非常に難しいというのがあります。特に終身にしますと、高齢化が今少なくなるとも進んでいきますので、年金のボリュームがどれだけ膨らむかということの見通しが非

常に立てにくいということがあり、財政運営がなかなか難しいだろうということが言えようかと思えます。それから、もう一つは、これはさっきあった併給調整をどうするかということと関係するんですが、実は年金なり年払いにするのと損害賠償等の併給調整というのが非常に難しくなります。将来の支給分は調整の対象にしないという最高裁判例があるものですから、そことの関係をどうするかというのが、年払いの場合が出てきます。もちろん、そもそも併給調整をしないんだという前提に立てば話は別でありませぬけれども、併給調整をするんだという前提に立つと、年払いの問題が出てくるということも問題点としてあるということが言えるかと思えます。公的年金の場合は、ご承知のように社会保険で基本的にやっていますので、今の世代の人たちからお金をとって、基本的に今の年金受給者の方々に年金を回すというやり方をやっているの、税金でやると、ほぼそれに近いやり方をとることになりますし、労災保険はちよつと違って、今の事業主から基本的に将来の年金分も含めて全部金をとってしまおうというやり方をしていますので、ちよつと公的年金と違うやり方をしていくと、ただ、もし新しい制度が税で運用するということになると、多分労災のようなやり方はできないので、公的年金と同じようなやり方になると、その将来の財政運営ということになると、かなり見通しが難しくなるだろうということは、確実に言えるだろうと思えます。

○ **平成 18 年 10 月 24 日 第 8 回経済的支援に関する検討会・岩村東京大学大学院法学政治学研究所教授**

1 点ですが、先ほどの平井構成員のお話を伺ってちよつと思っただんですが、そして座長がおっしゃったり、それから警察庁の方がおっしゃったことと関係しますが、やはり被害者の方にできるだけ、やはり立ち直って社会の構成員として活動していただくという方向で考えたときに、年金という形態が適切なのかどうか。特に、その終身というのが適切かどうかというのは、検討の余地はかなりあるだろうという気がします。お話を伺ったときに一つ思ったのは、なぜそういうことを言うかということ、やや所得保障の問題と、それからどうやってその後、生活を建て直していくかという、そのサポートの問題とが少し混合されているかなという気がするものから、サポートの問題として考えていって、どこまでできるかということ、それから年金ということの必要性ということとがどこまであるのかということとの関係を、ちよつと整理していただく必要があるかなというように思いました。ちよつと直感的には、公的年金が出ないケースというのは確かにあるの、その部分をどうするかという問題はあるように思いますが、いずれにしても最終的には年金にするか一時金にするかというのは、さっきも申し上げたように、要は保障水準の問題であります。給付水準の問題で、とどのつまりはそこをどうするかというお話かなというふうには思います。

○ **平成 19 年 9 月 経済的支援に関する検討会最終取りまとめ**

給付は、一時金とする。ただし、一時金の支給を受けた犯罪被害者等が分割的支払いを希望する場合には、それが可能となるよう、金融機関における必要な手続等について教示すべきである。

○ **平成 24 年 12 月 18 日 第 10 回犯罪被害給付制度の拡充及び新たな制度の創設に関する検討会・岩村東京大学大学院法学政治学研究所教授**

年金はこれ前にも申し上げたのですが、もちろんどの程度の方が年金を受けられるかという人数と、受給開始の年齢と終身を想定するのか有期を想定するのかなどということ、あるいは金額が一定なのか可変なのかといういろいろな要素が絡むのですが、基本的には長期の制度になるので、管理運営がかなり難しいということがあります。特に支給開始年齢がいつかということについては、もし終身でありませぬと相当長期にわたって支給することになり、安定的な財政運営というのが非常に難しいことになると思っています。やはり当然のことながら年金ということなれば、社会保障制度上の年金その他の均衡も考慮せざるを得ないでしょうし、もしそうだとすると、単純に従前の所得と今の所得の差額を年金で支給するという構造にはならないかと思っていますところでありませぬ。私は個人的には年金はやめたほうがいい。できれば一時金で処理をするほうが法律関係が非常に明確になって、事務的にもコストがかからないし、一時金でもらうことによって、それで生

活再建という観点から物事を考えることも可能になるという部分もあるので、年金ではなく、できれば一時金のほうが望ましいかなと思いますが、最低でも恐らく年金か一時金の手ヨイスを認めるということはないと、個人それぞれの状況に応じた判断できなくなってしまうのではないかと考えております。

○ 平成 24 年 12 月 18 日 第 10 回犯罪被害給付制度の拡充及び新たな制度の創設に関する検討会・岩村東京大学法学政治学研究所教授

年金ということを考えたときに、結局、年金のいわばメカニズムをどう考えるかということと結びついた議論をしなければいけないのだと思うのです。これは御承知のように、普通の民事損害賠償でも問題になるわけで、一時金の賠償にするのか、定期金の賠償にするのかという話がありますけれども、結局、定期金賠償ということになれば、本来支払われる一時金を、ある一定の期間の範囲内で定期金払いにする形で行うということですから、ここで仮に年金ということを考えたとすると、もともとある、額のレベルの問題はちょっと横に置いておけば、今、例えば一時金という仕組みで払っているものを原資として年金化するという話なのか、そうではなくてという話なのか、そのところがあるポイントだろうと思います。とりわけ、先ほど申し上げましたように、終身年金ということになると、もちろん、制度全体としてどう財政バランスをとるかという話になりますが、やはり長期給付ということになりますので、その年金を、要するにトータル額を最終的には全部割り戻して、現在の価額の一時金に戻すということを考えて、財政的にどのくらいのことか、逆に言うと、賠償なり給付金として一時金に換算すると一体どのくらい払われるのかということで実は議論をしないといけない問題という側面があるのかなと思います。もう一つは、労災保険にしても、現在の公的年金、基礎年金にしても、厚生年金にしても、基本的な枠組みとしては社会保険という枠組みによっています。ですので、保険料財源という中で、いわば長期的な財政安定をどう図るかということも考えつつ、実は制度設計がなされている。基礎年金は半分が税金なものですから、ややそこところは少し違ってきますけれども、厚生年金について見ても、やはり保険料を原資としながら長期的な財政安定をどう図るかということとところで年金の水準その他が決まっているという構造になっています。ですので、私の目からすると、この犯罪被害者の方の支援のところを年金化するという議論は、今まで既存の制度の中で行われている年金の給付、特にこの比較対象として挙がってくる労災であるとか、社会保険の基礎年金あるいは厚生年金、遺族年金、障害年金といったものとかなり構造が違ってくるという気がします。多分、そういったものが全部結びついて、年金という形にするのが妥当なのかどうか。仮に年金とするとという形にしたときに、それでは、その水準は一体どう設定するのか。その水準の設定の仕方というのは、結局、先ほど申し上げたように、仮にそれを一時金というふうに引き直したときに、一体どのくらいの額と想定して考えるのかというところを全体として考えて、年金化するという方向での制度設計となるでしょうし、逆にそれだということと、賠償額といいますが、一時金の給付に引き直したときに余りにもアンバランスになるということであるとか、なかなか年金化というのは難しいのではないかと気がいたします。いずれにしろ、前にも申し上げたように、一時金という形で支給しても、それを実質的には御本人の行動によって定期金的にも行うこともできないわけではないので、そういう手ヨイスを提示することは、御自身でやっていただいてもあるでしょうし、制度的に仕組むことも可能かもしれません。例えば労災の場合も前払い一時金という仕組みでもって、一定の限度内ですけれども、年金を一時金でもらうというやり方もあるもので、ある意味ではその逆ということでもって、一時金を年金化してもらうという考え方もあるだろうとは思いますが、いずれにしても、その辺のところをどう考えるのかというのが一つ、この問題を考える上で検討しておくべき事項かなとは思っています。

【年金形式の支給に関する意見】

○ 平成 18 年 10 月 24 日 第 8 回経済的支援に関する検討会・白井弁護士

ちよつと年金というふうな言葉を使うと、それこそ今の公的な年金と混同されてしまうので、それと区別上はつきりわかりやすくするために、そういう言葉、年払い方式の補償金というふうにしたんでは思いませんが、年金、一時金にあわせて年金ということをご提案したのは、やはり被害者の方の中で、継続的に将来の生活が非常に不安定であるという、回復ができないという、そういう状態の方がおられます、そういう方の場合に、月々入ってくる生活の補充になるような形でお金が入ってくるということが非常に安心感といいますか、そういう生活の安定ということができると、そういうことができます、そういうことで、労災保険でも一部そういう併給の制度を設けているところもあるわけですから、そういうことも工夫していただきたいということです。

○ **平成 25 年 4 月 10 日 犯罪被害者補償制度の拡充及び新たな制度の創設に関する検討会・松村全国犯罪被害者の会（あすの会）代表幹事代行**

働きたく、生活保護を受けたくないのに、人間としての最低生活を送らざるを得ない犯罪被害者は存在しているのです。犯罪被害者等基本法第 3 条の「再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を適切に提供することなく受けることができよう、講ぜられるものとす」に従い、年金を補償しなければならぬと考えます。……突然の災厄、犯罪、事故等の場合には、使用者が労働者に支払うべき災害補償義務にかかわる制度として労災制度がありますが、ここでは重障害者に対して年金制度が主要な補償形態とされています。その理由は、長期の経済的困難に陥った場合には、経済的補償としての年金の支給を受けることで生活を維持・再建することが一時金の支給よりも合理的であるからであります。また、事故などに限らず、重度の障害を負った国民には等しく障害年金が支給されており、これも継続的に経済的な面で生活をさせることこそ障害者が安心して生活ができるからだと思います。年金の期間についても、この前、議論がされましたけれども、確かに支給の終期を設けることは必要ですが、基本法に基づき平穏な生活を取り戻すまで途切れることのない継続的支援をするという原則からすると、終期としては被害者等の経済的改善がなされ、支給の必要がなくなることであるべきだと思います。年金に伴う事務量の増加ということも話に出てまいりました。犯罪被害者向けの年金処理を単独で行う必要性はなく、労災とか、あるいは遺族年金の処理機関は厚生労働省の管轄だと思えますけれども、そこに委嘱して行ってもらう方法も考えられます。対象となる犯罪被害者等の数自体を考えると、大した事務量になるとは考えられません。

